

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<p align="center">予算特別委員会会議録（2）（令和4年2定）</p>			
日 時	令和4年 6月16日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時48分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋（龍）委員長、須貝副委員長、横尾・面野・秋元・松岩・高野・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設各部長、保健所長 ほか関係理事者（水道局長、港湾担当・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p align="right">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した高橋龍です。もとより、微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、須貝委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が小貫委員に、佐々木委員が面野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎内閣感染症危機管理庁について

15日政府は通常国会の閉会に先立ち、首相官邸で行われた記者会見で、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策強化と食料品の高騰による対策を打ち出したと聞いております。この会見では、コロナ禍を見据えた平時に近い経済社会を取り戻すための取組を強調して、内閣感染症危機管理庁の新設を表明したと聞きます。

また、今までの組織の見直しを行い、感染症対策の新設を明らかにしました。同時に、国と地方の病床確保に強い権限を持てるようにすると、ニュースでお聞きいたしました。

そこで、各取組について、内容やスケジュールなど、分かる範囲でお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

現時点では、国から正式な通知ですとか、事務連絡は来ておりませんので、保健所としても報道されている内容のことしか把握はしておりません。

報道されている中からお答えいたしますと、まず内閣感染症危機管理庁、これは内閣官房に設置されるものなのですけれども、感染症危機への備えの強化、それから、これを迅速、強力に進めていくための司令塔機能の強化、これが必要であるという考えの下で、企画立案、総合調整を強化して、これを一体化すると。この機能を持ったものが内閣感染症危機管理庁ということでございます。

それから、感染症対策部につきましては、厚生労働省の中に設置されるものですが、厚生労働省内も感染症対応・危機管理課室を統合して感染症対策部というのを設置すると。これらを整備することによって、平常時からの感染症対応能力を強化して、万全な体制を整えると、その上で緊急事態に対応できるようにするというものでございます。

それから、スケジュール感につきましては、現時点では具体的なことは示されておりません。昨日の首相記者会見の中でも、記者からスケジュール感について質問があったのですけれども、明確な答えはなかったように思います。

○山田委員

このようなニュースでありますので、まだまだ時期などが明確にされていない分、分かった時点で本市も対応できるようによろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

ございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○高野委員

ございません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎新型コロナウイルス感染症罹患後遺症について

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症について、一般質問でも質問させていただきました。その際に周知についていろいろ質問させていただきましたけれども、昨年の第3回定例会で周知について答弁をいただいた内容を含めて質問しましたが、昨年の10月に市のホームページに掲載し、広報おたる11月号にも掲載したということで答弁をいただきました。

やはり新型コロナウイルス感染症の対策では重症化をさせない。あと、お亡くなりになる方を出さない。そういった不安を抱えて、前にもコロナ鬱のお話もさせていただきましたけれども、そういったところから、体や生活に支障を与えないようにしていくのが、対策かと思っております。

その中で、なぜこういう質問をさせていただいたかという、答弁をいただいて、ホームページにも記載をしたと思うのですが、私がこの質問を作っている6月7日だとか、その辺の時点でホームページを確認すると、もともとこのホームページの答弁をいただいたときに北海道が作成した資料が基になっていると。それで、小樽市としても改めて自分たちで周知したいと、北海道の資料、リーフレットへのリンク、PDFを貼っていたということで、北海道の資料はどうなっているのかと確認したのですが、その時点で、実は更新がされていて、小樽市の保健所が作っているホームページの資料と違う状態になっていたと。

そして、新しく更新されている北海道のリーフレットの内容を確認したところ、相談先は保健所となっているのですが、電話番号が小樽市発熱者相談センターとなっているリーフレットが示されていたということで、もしかしたら、小樽市発熱者相談センターにかけている方がいないかもしれませんけれども、やはり正しい情報を流さなければならない。それは、災害のときにもそうですけれども、正しい情報をどこから入手するのか、そうしたら北海道や小樽市などのホームページが一番正しい情報だということで、情報を発信していると思うのですが、そういう状態があったので、あえて質問をさせていただいたわけでありまして、こういう状況になっているのはどう

してかという部分もあって、改めて聞かせていただきました。

そういった状況だったのですけれども、それについてどうかというところは、また改めて確認しますけれども、まず今回の質問の中で、新型コロナウイルス感染症後遺症の傾向については、国内では示されていないものの、海外では、高齢、肥満、女性などに症状が見られやすいという報告があることを示していただきました。そのようなことであれば、ホームページとか、そういったもので周知していると思うのですけれども、ターゲットを絞るというか、より確実にというか、周知を届けるために、例えば高齢者であれば、地域包括支援センターなどにリーフレットなどを配付して、相談などがあれば活用していただくということも効果的かと思うのですけれども、そういった周知の方法について改めて確認させてください。

○（保健所） 洪間主幹

ただいま、後遺症の相談先の周知ということで御質問がございました。まずもって現在、北海道のホームページ、あと市のホームページの相談窓口の名前と連絡先は正しいものを掲載しております。

また、委員がおっしゃるとおり、広くきちんと医療につながる、または相談につながるということが非常に大切になってくる内容ですので、広く周知するという意味で、ホームページもそうなのですけれども、一般相談窓口、後遺症の相談を受ける窓口の連絡先と後遺症のことを7月から当面、広報おたるに続けて掲載をすることで広く周知するということと、今、委員から、ターゲットを絞ってというお話もございましたので、こちらにつきましては、やはり、陽性になった方たちがしっかり後遺症を理解して、御自身が何か症状が続いたときに必要なところに相談ができて、医療機関につながるということが非常に大切になってきますので、6月14日からなのですけれども、自宅療養のしおりに後遺症の内容と、あとは相談窓口を掲載しておりますので、そちらを見ていただいて、地域包括支援センターということもございますけれども、まずは陽性になった方がそれを確実に見るという方法を考えると、やはり自宅療養のしおりというもので確実に届けるということが必要かというふうに思っております、私どもといたしましては、ターゲットを絞るというところでは、陽性者の方については確実に届ける体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

ターゲットを絞るというか、陽性者に確実に伝えるということは分かりました。でも、先ほど言った高齢者など、なかなか読むことができない方たちが、書いたとしてもそこに書いていることが全て分からないということで、私たちにもいろいろな相談がありますけれども、そういった方に関わる人が声をかけていくということも必要なのではないかということで提案させていただきました。進めていっていただいた上で、必要な周知をしっかりとさせていただきたいと思います。

あと、かかりつけ医の対応についてもお伺いさせていただきました。確認して、答えていただいて4割の方ということでお話がありました。これも何で質問したかという、以前、個別に相談を受けた件がありまして、保健所にも伝えてありますけれども、新型コロナウイルス感染症がはやっているときに頭痛などを発症した方がかかりつけの医療機関にかかったのですが、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという、受診を拒否されて、結局、脳の疾患の発見が遅れたことによって重症化してしまったと。今もそのことで体の麻痺だとか、そういったものが残っているということがありました。

そのときにも確認したのですけれども、そういった受診拒否はしないでくれと周知はしてあるということをおっしゃっていましたが、実際はそういった徹底がなされていなかったということで、今回もかかりつけ医の方たちに周知が、多分、厚生労働省からも周知してくれということをおっしゃっていただきますけれども、しっかりとこれが対応できているか、確認したいという意味でかかりつけ医の医療機関となる、対象となる病院はしっかりと全て対応されているということよかったですか確認をさせていただいたのです。そういう意味で、こういった周知がなされて、しっかりとかかりつけ医はどこまで見るのか、そこからこういう状況だったら専門医につなげるのかというのが示されて

いると思いますけれども、そういったことは徹底されているということで、もう1回確認させていただけますか。

○（保健所） 渋間主幹

必要な方が必要な医療にかかれるということは本当に大切なことでございまして、国から後遺症の診療のガイドラインが示されておりますので、そちらは市内の医療機関全てに配布をしております。医師におきましては、それを確認していただいて日々の診療に当たっていただいているというふうに私どもは認識しております。

加えて、このことにつきましては、診療拒否といいますか、受診したい人が受診できないというようなことがあれば、保健所がそういう事実を把握した際には、保健所が間に入って医療機関と調整をして、また御相談者の方にも返してということの対応でやっていきたいというふうに考えております。

○横尾委員

受診拒否ということは今回に限ってではないかと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症に罹患した後の症状だということと、それが全然関係ないというところでは、やはり苦しんでいる方の気持ちも変わってくると思いますので、新型コロナウイルス感染症に罹患した後、こういう症状が出ているというところの理解をしていただける状況なのかというのを確認したのですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○（保健所） 渋間主幹

きちんと後遺症というものを理解して診療していただけるということで、そういった意味で、ガイドラインも配付しておりますので、理解していただけているのではないかとというふうに考えております。

○横尾委員

しっかりとこの辺の徹底も1回だけでは難しい部分もあると思いますけれども、タイミングを見て確認をしていただいて、そういったことで、苦しむ方が少しでも不安を少なくできるようにお願いしたいと思います。

◎ウィズコロナにおける観光客受入れについて

もう一つ、ウィズコロナにおける観光客の受入れについてということで質問もさせていただいたのですけれども、その中で外国人観光客の感染者が出た場合の対応についてお聞きしました。観光庁からの外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインでは、陽性者発生時を含む緊急時の対応として、ツアー実施前における対応やツアー実施時における対応についても、旅行業者などが各自治体の情報や対応、方針について確認することになっているのですけれども、これらの対応では、国から様々な対応が周知されていると思うのですけれども、私が思うのは濃厚接触者の特定などは自治体で違うこともあったりするという部分があって、保健所でもそういった問合せがあったり、確認したりということがあられると思うので、対応しなければならないかと思っているのですけれども、例えば、こういった濃厚接触者の対応については、何か変わる部分だとか、そういったものがあるのでしょうか。

○（保健所） 渋間主幹

外国人観光客の方が入ってきたときに陽性者が出て、濃厚接触者の把握をするということになった場合ですけれども、まずもって濃厚接触者の特定につきましては、まずどういう方が濃厚接触者になるかということについては、国立感染研究所が示している特定の範囲については、変わりはないのですけれども、ただ、例えば、いらっしゃる集団の方が、高齢者の方が多いであるとか、お食事の場が、窓のないところだったのだけれども、あとは距離がたもてなかったのだけれどもとか、そういうような個別の事案があって、まず事業者で濃厚接触者の特定をした上で、専門的な意見が必要ということになれば、保健所で対応をすることになると。

現在は、そういう事業所とかの積極的疫学調査を保健所ではやってはいないのですけれども、医療機関または高齢者施設などの積極的疫学調査にのっとって、例えば旅行事業者から相談があった場合については、専門的なアドバイスを、助言を行うというような体制で考えております。

○横尾委員

今の場合の事業者の判断というのは、旅行業者がされるという考え方でよろしいのか、お聞かせください。

○（保健所） 渋間主幹

国が示しているガイドライン、観光庁から出ているガイドラインを見ましても、濃厚接触者の特定は、旅行者が行うことになってございます。その上で、必要に応じて、自治体の関係部に必要なことは相談をしておくことになってございますので、まずもって特定は旅行者でやっていただくというような流れになると思います。

○横尾委員

様々、確認をすることとして、多言語対応可能な医療機関だとか、そういった情報も集めるだとか、いろいろなことで関わってくる部分があると思います。大変な対応な中だと思えますけれども、しっかり徹底していただいて、外国人観光客を迎えるに当たって支障のないように対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

自民党に移します。

○須貝委員

私からは代表質問でお聞きできなかったこと、その後、ゼロカーボンに関してと企業誘致に関して、少し深掘りをした議論をさせていただきたいと思ひます。

◎代表質問から

まず、代表質問からということでお聞きしたいと思ひますけれども、まず予算の傾斜配分に関してということで、質問させていただきました。その中で、市長からは、やっていますというようなお話をいただいたのですが、1点、脱炭素、DXといった重要課題に対しても取り組んでいますよというようなお話をいただいたのですが、私この後、ゼロカーボンのところでまた議論をさせていただきますけれども、むしろこの脱炭素に関しては非常に後れを、指摘させていただいている中で、取り組んでいるというようなお話だったのですが、特にゼロカーボンのところだけで結構ですので、どのような予算を傾斜配分したのか、今年度の予算案、事業規模についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（財政） 財政課長

令和4年度当初予算におけます脱炭素、ゼロカーボンの推進事業の予算額としましては、約2,200万円を措置しております。その内容としましては、再生可能エネルギー導入の方向性や基本方針を策定します地域再エネ導入戦略策定事業に1,000万円、あと、市営施設におきまして、二酸化炭素の削減効果ですとかを可視化する省エネ最適化診断を実施します、CO₂削減・省エネ最適化診断事業に、こちらは12万3,000円、清掃事業所及び小樽市事業内職業訓練センターが今回、旧天神小学校へ移転しますが、その改修に合わせた照明のLED化につきまして、清掃事業所で約900万円、小樽市事業内職業訓練センターで約170万円、勤労青少年ホーム体育館の照明器具の水銀灯からのLED化で110万円ということで約2,200万円を措置したところです。

○須貝委員

この件については、後ほどの項で議論したいのですが、私は今回、代表質問の中で、先進事例をいろいろ紹介させていただいて、今回の約2,200万円という内訳も知りましたけれども、私はダイナミックな傾斜配分という

ようなお話をさせていただいたのですが、そういう意味では、まだまだ物足りないのかと思って質問させていただいたことだけ付け加えておきます。また後ほど深掘りさせていただきます。

次に、環境目的税についてでございます。これについては、国や他都市の動向を注視しということで御答弁いただきました。

それで、この注視しというのがすごく引っかかっているのですけれども、これは注視するということで、やらないとか、検討しないとかということではないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○（生活環境）環境課長

環境目的税に関する御質問でございますが、これにつきましては、国や他都市の動向を、当然、注視していきませんが、市長答弁でも述べたとおり、これから再生可能エネルギーの導入の方向性や基本方針を策定する段階ですので、現時点での導入は考えてございませんが、必要があれば検討していきたいというふうに考えているということでございます。

○須貝委員

それで、実はこれはお願いで、代表質問でもすればよかったのですけれども、やはり再生可能エネルギーの大型案件がある中で、私は同様な考えを持たれていると思っているのですが、石狩市、それから、余市町や赤井川村との情報交換とかということ、ぜひ今後お願いしたいと思っております。その件に関して少しお答えいただけますか。

○（生活環境）環境課長

近隣の石狩市、それから余市町、赤井川村が、今どういうことを考えているかということ、考え方の確認はしていきたいというふうに思っております。

○須貝委員

ぜひ機会を見つけて、お願いしたいと思います。

次に、総合戦略室についてお聞きしたいのですけれども、一応市長から御答弁いただきましたが、総合戦略室に関する御答弁をもう一度お願いしたいです。

○（総務）職員課長

本答弁で市長がお答えした内容ということで、少し繰り返しの内容を御説明させていただきますけれども、そのまま読むような形でお読みをしたいのですけれども、「私といたしましても議員の御指摘に共感をいたしますし、それ以外にも職場間での政策連携の不足、政策の先進性や独自性の不足といった課題を感じており、自治体間の競争の面から、また、政策効果の面からもその解決は急がれるものと考えております。しかしながら、組織ありきではなく、その実効性が担保されるかどうかことが重要であることから、ただいま申し上げたような組織上の課題の解決を実現できる体制について検討を進めてまいりたいと考えております。」

以上のとおり答弁しております。

○須貝委員

よく分かるのですけれども、特に、組織ありきではなくて実効性を担保するというようなお話があって、私はやはりこの実行性においても、それからスピードにおいても、今の組織では少し課題解決はできないのではないかと、思って指摘をさせていただいたところです。

今回の質問の中でも指摘させていただきましたけれども、例えばゼロカーボンの戦略だとか、法定外目的税のことだとか、これは司令塔的、横断的ではないとできないのかと、思っていたところ、先ほど山田委員から質問がありました。まさしく昨日、内閣感染症危機管理庁というのを岸田首相が明言されて、実は今日の読売新聞の社説のタイトルがまさしくこれだなと思って読んだのですけれども、新組織で縦割りを廃せるのかというタイトルで、縦割り組織論の打破というのを指摘されたのです。

私もやはり同じく思うところがあって、ここをお話させていただいているのですけれども、改めて、これを踏まえて、もう一度総合戦略室といいますか、横断的に機能する、市の大きな問題を討論できる組織を考えてはいかがかということ少し御答弁いただけますか。

○（総務）職員課長

改めて全庁横断的な組織ということでの御提言でございましたけれども、繰り返しになりますけれども、全庁横断的な組織ということで、そういった組織をつくったとしても、やはりそれが機能するかどうかと、実効性が担保されるかどうかということが重要でありまして、そういった組織をつくったからといって、これがスピード感を持って進むとか、そういうところにつながるかどうかというところ必ずしもそうではないのかという部分もあるのかというふうに思っております。

重要なのは、市民ニーズに合った政策を、よりスピーディーに実行していかなければならないと。そこが大切だと思いますので、その部分はまずしっかりと意識しながら、先ほど申し上げたように、組織上の課題の解決を実現するために、果たしてどういう形がいいのか、そういう組織をつくるのがいいのか、別の形があるのか、なかなか難しい問題だと思うのですけれども、その辺はしっかりと今後また考えてまいりたいというふうに思っております。

○須貝委員

ぜひスピード感を持って、もう一度、御討議いただきたいなと思います。

次に、北海道施設の移転に関してであります。御答弁の中で、成功例もあるのですよというような一例を示していただきました。北海道立地下資源調査所分庁舎というようなお話をいただいたのですが、私あの後、幾らインターネットで検索しても出てこないのですけれども、実際これがどういう組織で、どれくらいの方が今小樽に来ていただいているのか、お示いただけますか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

ただいまお尋ねの北海道立地下資源調査所分庁舎ということなのですが、現在は地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所小樽館といたしまして、規模としましては、現在8の方が勤務しているというふうに聞いております。

○須貝委員

8名の方でも道の施設が小樽市に来たと、これは大変ありがたいことだと思っています。交流人口の面でも非常に大きいと思っていますけれども、実は御答弁の中で、地域振興に資する施設の移転誘致の可能性があれば検討していきたいという御答弁だったのでしたけれども、これでは私は駄目だと思っているのです。これは、他都市も同様で、指摘させていただいたとおり、今、北海道においては、札幌市の一極集中の是正というのは、私は必要だと思っています。そうしたら、この問題は、実は札幌市以外の都市はみんな同じ思いを持っていると思うのです。これは、どういう機会か分からない。北海道市長会なのか、何か分からないのですけれども、やはり機会を見つけて、他都市と連携をして、北海道にしっかりアプローチしていただきたい。事例で、あのときには愛媛県と奈良県の例を出させていただきましたけれども、愛媛県松山市、それから奈良県奈良市、ほぼそういったことを県が分かって、県が主導でやっているのです。私は、ここはやはり北海道に、そういうアプローチをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

北海道施設の移転につきまして御質問がございました。北海道としましては、全道的な視点での施設配置のほか、業務の効率化、経費削減などの視点を持っていると思われまして、現在14の地域ごとに振興局や関係機関が配置されております。市内には、小樽建設管理部、小樽商工労働事務所、小樽道税事務所、小樽警察署、そして道立の高校といった施設がございますので、まずはこれらの施設の機能を維持、できれば拡充していただくことが大切であ

るというふうを考えております。

ただ、社会情勢の変化等、将来的に札幌市から地方へという議論が高まってきた場合などにつきましては、北海道機関の地方移転についての要望や誘致活動等について、必要に応じて他都市と連携してまいりたいと考えております。

○須貝委員

予定していなかったのですが、市長、こういうのは何か全道的に他都市と連携をして、要望するとか、こういうような機会は何かないものなのでしょうか。

○市長

北海道全体の均衡ある発展ということを考えていきますと、須貝委員がおっしゃっていることはよく理解できますし、我々も可能であれば、道の施設を誘致して、それを地域の活性化につなげていくということを当然やっていかなければなりませんし、そういったことは、日常的には地元選出の道議会議員の方を通じて、連携し合っ、情報交換もしています。その結果として、施設ではありませんけれども、道営住宅を色内小学校跡地に誘致してきたというのは、やはりその結果の現れだろうなというふうには思っております。

ただ、全道的に北海道に対して、行動を起こしていくことができないのかどうかというお尋ねですが、決してないとは思いません。ただ、全道の首長の皆さんが同じように考えていらっしゃるかどうかということは一定程度議論しなければならないというふうに思っておりますけれども、御質問の趣旨はよく理解できると思いますので、各地域に道の施設が配置されていて、北海道全体が均衡ある発展につながっていけるということは望ましいことだなということは念頭に置きながら、他の首長ともいろいろお話しする機会もありますので、機会があれば、お話しさせていただきたいというふうに思っております。

○須貝委員

次に、小樽市民の歌について提案をさせていただきました。

その中で、御答弁で活用を検討してまいりたいというふうなお話をいただいたのですが、まず活用方法については、どのように考えられているのかお答えください。

○（総務）総務課長

本会議の中で、須貝委員から小樽市民の歌の活用についてということで御質問いただきまして、現状、市の庁舎でかけているしかないといったことを踏まえ、今後、小樽市制100周年記念事業など、様々な場面で流したいといったようなことを含めて、市民の皆さんの耳に触れる機会を増やすことを検討するという御答弁させていただきました。

検討方法につきましては、現状、申し上げておりますとおり、これからではあるのですが、考えられることとしまして、市民の皆様の耳に触れる機会をいかにすれば増やせるかと言いましても、なかなか流せる場面というのも限られておりますので、例えば市民の方が市役所にお電話をいただいたときに、お待ちいただく保留音の中で、小樽市民の歌をかけるといったようなことができないかということを検討したいということで今考えているところで

○須貝委員

実は、私も同じことを考えていまして、留守番電話ですね。

それで、例えば余市町では、やはり連続テレビ小説「マッサン」の効果がすごく大きくて、留守番電話が「マッサン」になっているとか、近くでもやはりそういうのを、地元の愛着のあるものを留守番電話にするというのはよくされているみたいなのです。私も、ぜひ、それはいいのかというのが一つと、それから、今この歌を私も議員になるまで知らなかったのですが、この歌を御存じなのは、はっきり言ってほとんどが市の職員の方だけなのかと思っております。

今後広めていく上で一つ考えたのは、どういう反応があるか分からないですけれども、小・中学校の昼休みに流すというのはどうなのかなど。そうすると、若年世代の方々がこの歌が頭に残って、大人になってもこの歌が心に残るものになるのではないかと思いますので、この考えはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

今回の御質問がシビックプライドと、まちに対する誇りという観点でいただいておりますので、やはりそのことを定着するには若年層の方に覚えていただく、聞いていただくといったようなことが重要と考え、教育委員会に、例えば教育現場の中で、小樽市の学習の一環として取り扱っていただくことが可能かどうかということで、御相談させていただいたのですが、授業の中で扱うということでありまして、カリキュラムの関係ですとか、いろいろな手続がございますので、じっくり考えていかなければならないなと思っておりました。今、委員からの御指摘といひますか、御提案いただきました昼休みといったようなことが教育現場の中でどのような扱いになるかというのは、私も承知しておりませんので、改めて教育委員会に可能かどうかを含めて相談させていただきたいと思ひます。

○須貝委員

最後に、外国艦船の入港に関してということで御質問させていただきました。その中で、小樽市の基準、3要素というものを示していただきましたけれども、これはいつできたものなのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

今、外国艦船入港の3要素ということで御質問ありまして、入港は昭和36年から確認しているところなのですが、この3要素というのがいつの時点から、このような確認方法を取ったのかというのは、私、今把握しておりませんので、確認できましたら、後でお知らせしたいと思ひしております。

○須貝委員

それで結構ですので、お願いします。

それで、核兵器搭載の有無の確認とあるのですが、これはどのように実施しているのか、どのような方法で小樽市に通知があるのかをお聞かせください。

○（総務）次長

外国艦船の小樽港入港に伴う核兵器搭載の確認の実施についてでありますけれども、米国艦船を例に御説明させていただきます。

過去の入港におけます基本的な流れといたしましては、小樽港長、こちらは、小樽海上保安部長です。こちらから小樽港港湾管理者、こちら小樽市長です。小樽市長に入港予定の通知があった後に、小樽市長から在札幌米国総領事館並びに外務省に対しまして、当該艦船における核兵器搭載の有無を文書で照会し、回答をいただいているところでございます。

○須貝委員

文書というふうにお話いただきましたけれども、文書というのは、どういう性質の文書なのですか。いろいろな文書があると思う。私の中では、信書と理解をしているのですが。

○（総務）総務課長

今、須貝委員から信書といったようなお話がございました。信書ということ申し上げますと、郵便法、また民間事業者による信書の送達に関する法律、通称信書便法といったようなものの規定の中では、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書ということになりますので、これらの回答をいただいておりますのは、通常でいいますと、手紙というのでしょうか、郵便というのでしょうか、それでいただいておりますので、信書といったようなものには該当すると思ひしております。

○須貝委員

では信書と言われるもの、信じる書くのほうの信書だと思ひするので、これは部外者に開示することとか、

そういうことは可能なものなのでしょうか。

○（総務）総務課長

まず信書といますのは、先ほど申し上げましたとおり、市に送られてきている文書というような形で整理されるかと思えます。一般の方に見せることができるかということにつきましては、基本的には情報公開条例に基づき、市としてどういった情報を開示できるかといったようなものが判断基準になろうかと思えます。その中では、通常、公文書に当たるものといいますのは、情報公開条例の中で対象となっておりますし、定義ばかりになって恐縮ですが、公文書といますのは、我々実施機関の職員が職務上作成したものまたは取得した文書、そういったもので当該実施機関の我々職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものというふうになりますので、市として收受し、それを組織として保有しているものは公文書に該当することから、今、御質問にございました信書といったようなもので、市が受け取って、それを公文書として扱っているものは公開の対象になると考えております。

○須貝委員

これは、少し指摘させていただきましたのは、今いろいろな情報がインターネット上にも検索すると出てきますし、ほかの議会で、小樽市の港湾に関することが、取り上げられたケースもあったものですから、少し気にかけて聞いてみました。また、いろいろお聞きすることもあるかもしれないですけども、よろしく願います。

◎企業誘致について

それでは、企業誘致ということでお話をさせていただきます。

代表質問でも、私はテレワーク、サテライトオフィス、データセンター、本社機能の一部移転、政府機関の移転ということで提案させていただきました。本日はデータセンターについてと、それから課題として、私が思っておりますのは、オフィスの確保についてということで議論をさせていただきたいと思えます。

まず、データセンターに関してなのですけども、今データセンターの誘致対策として行っていることは何かお聞かせください。

○（産業港湾）由井主幹

本会議でも市長から答弁を申し上げておりますが、これまでもデータセンターの誘致に向けまして、北海道へのデータセンター立地活動などを行う北海道ニュートピアデータセンター研究会に加入し、現在も誘致に向けた必要な情報収集を行っておりますので、引き続きデータセンターの誘致に必要な情報収集を図ってまいりたいと考えております。

また、関連する産業展などで企業立地促進条例における課税免除などの優遇制度や本市における立地環境などのPRを行うなど、誘致に向けた取組を進めているところでございます。

○須貝委員

今お話されました北海道ニュートピアデータセンター研究会なのですけども、これの設立と加盟状況といいますか、法人、賛助会、いろいろあると思うのですけども、これについてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）由井主幹

北海道ニュートピアデータセンター研究会の設立目的につきましては、Society5.0時代に向け、北海道のデータセンターと通信インフラであります光海底ケーブルの誘致などを目的に道内外の大学、IT企業等の関係者で設立された団体でございます。

加入状況としましては、加入社24社のほか行政機関や学術研究機関の賛助会員が16団体となっております。

○須貝委員

これに加盟したからといって即データセンターが誘致されるわけではないのですけども、私はこの中身を今回拝見させていただいて、自治体10か所、それから、データセンターとして誘致されたケースも全部確認しましたけ

れども、ほかにもこのデータセンターの研究会というのは大きな組織があると思うのですけれども、そういうのは検討されたのか。なぜ、北海道ニュートピアデータセンター研究会にしたのかということをお聞きしたいと思うのです。

例えば、J D C Cという日本データセンター協会があるのですけれども、これは正会員が191社でありまして、中身を見ると、やはり名立たる企業になるのです。まだこれらの企業はデータセンターを設置するというか、ほかに移すという余力があるように、私は見えています。先ほどの北海道ニュートピアデータセンター研究会とのすごく違いが、私には思ったのですけれども、この辺は検討されているのかどうか、いかがですか。

○（産業港湾）由井主幹

先ほど須貝委員がお話されました日本データセンター協会、J D C Cにつきましては、加入するかどうかという検討は行っていませんでした。ただ、北海道ニュートピアデータセンター研究会につきましては、具体的に北海道にデータセンターを誘致するという考えを持った団体でございますので、そういった意味で加入しているところでございます。

○須貝委員

それでは、北海道ニュートピアデータセンター研究会に加入した時点で、いろいろ小樽の方向性を研究されていると思うのですけれども、小樽にとって、このデータセンターの適地はどこと考えられているか。その場合に、どれくらいのスペースを提供できるのか、そこについてはいかがですか。

○（産業港湾）由井主幹

データセンターの立地につきましては、一般的に広大な敷地面積が必要でありますから、立地の候補としましては、銭函4丁目、5丁目などの石狩湾新港地域が候補になるものと考えております。

どの程度の面積を用意できるかということですが、データセンターに限ったわけではないのですけれども、現状で1区画で分譲可能な用地というのは、銭函4丁目、5丁目の新港地域では、最大で約6ヘクタールの用地がございます。ただ、立地に向けては、用地を取得することになりますと分譲主体である石狩開発株式会社と協議をしながら進めていくような形になるかと考えております。

○須貝委員

大きな土地となると、銭函地区というか、あちらになるのかとは思っています。

これも代表質問の中でも御指摘させていただいたのですけれども、私は北海道新幹線新小樽（仮称）駅の場所、開業に伴って、あそこの場所を何とか、そういう企業の誘致とか、新幹線で札幌市から通勤して、そこに企業があるような形にできないものかとずっと思い描いていたのですけれども、ここの新幹線新駅予定地、あの辺りの地区の土地の価値を大いに上げるアピールするということは非常に重要ではないかと思うのですけれども、この点に関してはいかがでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

新駅周辺エリアの価値向上ということでございますけれども、代表質問でもお答えさせていただきました移住・定住の促進ですとか、企業誘致、あとは新駅周辺エリアの魅力づくり、こういったものが対象になってくるのかと思いますけれども、価値向上ということでいけば、定住ですとか、雇用ですとか、定収入、こういったものが望める施設の立地という観点で捉えてお答えさせていただきますと、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画で土地利用計画としまして、住宅ゾーンですとか、ものづくりゾーン、あとは利便機能誘導ゾーン、こういったゾーンを定めまして、こうした機能を誘導することとしております。

あと、その後、策定しました、おたる新幹線まちづくりアクションプランの中では、新駅周辺の住宅の整備促進ですとか、企業立地の促進に取り組むこととしております。ただし、企業立地については、新駅周辺は、今詳細な土地情報を把握はしていないのですけれども、なかなかまとまった土地がないという現状ですので、サテライトオ

フィスですとか、レンタルオフィス、あとは空き家活用といった、空き家を活用して食住一体型のようなもの、こういった小規模なものを想定しているということでございます。

○須貝委員

私も新駅を孤立させないために、これは大事なことで、作るのですから、どう活用するかは本当に議論していかないと駄目だと思うのです。まだ研究が足りないので、また一緒に研究したいと思いますので、どうぞ今後ともお聞かせください。よろしく申し上げます。

それで、企業誘致に関して、次に情報のアンテナの張り方ということでお話をさせていただきたいと思います。

例をお話させていただくと、今年の1月20日の日本経済新聞ですけれども、富士山の噴火で溶岩流リスクによって工場が50か所で溶岩流の被害を受ける可能性があるという記事が出まして、50の工場の一覧が出たのです。私こういうのを見ると、これは小樽市のチャンスだなと思うのですけれども、聞くと、東レ株式会社とか、富士フイルム株式会社とか、株式会社ヤクルト本社だとか、各社ともBCPを定める、改定していく中で、溶岩流リスクによって、会社の移転を検討しなければならない状況にあるというようなことなのです。

まず本市として、この記事とか、この情報は御存じだったのか、私は先ほどチャンス到来と申し上げましたけれども、これらに関して見解をいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）由井主幹

今、須貝委員おっしゃられたのは、災害リスクとかがある企業とかを把握しているのかと。東レ株式会社とか、富士フイルム株式会社とか、株式会社ヤクルト本社とか、具体的な企業名というのは存じ上げていませんでしたけれども、こういった災害リスクのために、事業継続をするために、拠点の移転とか、事業拠点の分散化を考えている企業が増えてきているということは認識しております。

○須貝委員

もう一つ、企業誘致に当たって、小樽市の弱点だと思っているのがオフィス環境の不足であると思っています。それで、これも私よく興味を持っていつも見ているのですけれども、全国のオフィス空き率が、毎月出ています。御承知だと思うのですけれども、札幌市は実はとてもオフィス需要が旺盛で、良好であると。つい最近の新聞でも、4月のオフィス空室状況が出ていまして、5月20日の日本経済新聞ですけれども、札幌市2.42%、東京都6%強、福岡市、大阪市5%強ということで、これに書いていますのは、やはり札幌市のオフィスの空き率は常に2%前後と低過ぎて、新たに首都圏などから進出する企業が十分なスペースを確保できないということで、北海道の進出は諦めるケースがあるというようなことが出ています。

それで、代表質問でも申し上げましたけれども、オフィス環境の整備ということで、小樽駅前第1ビルにぜひIT設備の整ったオフィス環境をぜひとも設けていただきたいということで、今、北海道にはこういう需要があるということで、お願いしたいと申し上げたいと思うのですけれども、見解いただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今御質問あった再開発ビルの関係でございますけれども、小樽駅前第1ビルの再開発に何を入れるかということにつきましては、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合で検討をされておりますので、御指摘がありましたIT環境が整ったオフィスなどの誘致、そういったような視点に関しましては、今後準備組合にも情報提供をしてまいりたいと考えてございます。

○山田委員

◎おたるプレミアム付商品券について

先ほどの首相官邸で行われた記者会見の続きなのですが、このときに原油価格・物価高騰対策について、物価・賃金・生活総合対策本部を立ち上げると表明。具体的な事例を挙げ、検討するとしてました。例えば、ガソリンなど

は単価40円の補助、また、電力供給の安定策では、省エネと節電を徹底するための対応を早急に公表すると聞きます。

そこで、本市の具体的な経済対策として、現在実施しているおたるプレミアム付商品券について、お聞きします。

まず、予約状況や取組のスケジュール、本当に皆さんからはいつやるのとか早急にと聞かれています。スケジュールは最短なのかをお聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

おたるプレミアム付商品券の予約状況につきましてですけれども、購入の事前申込みは5月16日から6月8日まで行いまして、6万5,000冊御用意しておりましたが、2万8,858人、7万8,754冊の申込みがございました。

次に、スケジュールについてでございますが、4月1日に業務委託契約を行い、参加店舗の募集ですとか、商品券の印刷作業など、準備作業を含めまして、商品券の販売と使用開始の7月1日が最短のスケジュールとなっております。

○山田委員

今のスケジュールが最短だということがよく分かりました。

では、先ほどお聞きした枚数からオーバーした枚数はどのような扱いになるのか。例えば抽せんとか、その点について、お聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

販売予定数を超えた分についてですが、3冊を希望された方を対象に2冊とする抽せんを行わせていただきますので、申込みをされて1冊も当たらないという方が出ないように配慮いたします。

○山田委員

本当に人気があるということがよく分かりました。

それでは、この項最後に、この事業はすごく市民からは期待されていると思うのですが、事業の評価、また、検証はどのようにされるのかお聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

この事業の評価、検証につきましては、事業終了後に参加事業者と購入された市民の方へアンケートを実施する予定となっておりますので、その結果から、本事業による経済波及効果などについて、検証したいと考えております。

○山田委員

ぜひとも、やはりこういうような市民が待ち望んだ事業でございますので、終わった後もこういうような評価だとか、検証をよろしく願います。

◎脱炭素社会について

最後に、先ほど須貝委員からもお話がありました脱炭素社会やゼロカーボンシティを目指す本市にとって、例えば首相官邸で行われた話では、電力の安定策、それから、省エネや節電を徹底するための対応策を早急に公表すると、こういうような話もございます。本市でもできる取組はされているとは思いますが、国から言われる前に具体的な取組や対応、対策がもしあれば、この点をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

ただいまの御質問ですが、市ではこれまでにございまして、省エネ、それから節電ということに関しまして、市民向けの環境にやさしいエコ・アクション・プログラム、それから事業者向けのおたるエコガイド、こういったものを配付してございます。また、平成30年度からの3年間につきましては、環境省のクールチョイス事業、こういったものを活用した形で周知しております。また、環境パネル展など、そういったものを実施して周知は実施してまいりました。

これらにつきましては、市域全体の小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を今年度着手する予定でございます。これは、事業者や市民の皆さんの取組はの中で示していきたいと考えてございますので、これを周知することが今後重要なことと認識しておりますので、周知方法も今後しっかり検討していきたいと考えてございます。

○山田委員

本当にそうなのですね。市民からすれば、小樽市は何やっているのというのが実感です。こういうような音頭取りはいいのです。本当にいいことをやっています。ですが、今どこまでされているのか、今何をしているのか、なかなか具体的な取組や、本市がどこまでのレベルでこの取組をされているのか、本当に分かっていないと思います。そういった点を今後いろいろな施策を通して、市民に周知していただきたいと思います。

最後に、もう一度その点をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

これまで市としましては、計画づくりとしまして、まず市役所編という形の計画しかございませんでした。これは、やはり全市的な対象とする市域全体の計画をつくることが重要と考えてございますので、ここの周知をいかにするかというのは、繰り返しにはなりますが、そこが大変大事だと考えてございますので、そこはしっかり議論していきたいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎国家賠償法に基づく求償について

初めに、国家賠償法に基づく求償について何点かお伺いさせていただきます。

今定例会の提案説明で市長が述べられていたとおり、本年6月1日付で前市長の森井秀明氏に対して、国家賠償法に基づき求償権の行使をすることとしたものと認識しております。つまり、観光事業者に対して支払った損害賠償金について、前市長に責任があるとして、その補填を求めるといふことであると考えております。

初めに、このたびの求償権の行使に当たり、前市長に対してはどのように通知したのかお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

ただいま委員からお話のありましたとおり6月1日付で前市長に対する求償権を行使する旨の通知書を納付書同封の上、配達証明で郵送し、翌日の6月2日に御本人に到達していることを確認しております。

通知の内容といたしましては、本件につきましては6月3日に報道発表をさせていただいたところでございますけれども、その際に配付した資料につきましては、議員の皆様にお配りさせていただいたところですが、資料の内容とほぼ同様の内容を盛り込んだところでございます。

○面野委員

前市長に対しては配達証明付で送られているので、届いたということなのですから、それに対して、現時点で前市長から何かしらの反応というものはあったのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

現時点では特にございません。

○面野委員

求償額は6,553万1,865円、納付期限が6月30日と設定されていましたが、前市長が求償に応じない場合に訴訟に発展する可能性もあると思うのですけれども、現時点で想定される今後の本市の動きについてお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

6月30日に設定いたしました納付期限までに納付されなかった場合は、債権管理条例に基づく、同条例施行規則第4条の規定により、納付期限後20日以内に督促状を発付いたします。発付の日から10日以内の日を納付期限に新たに設定いたしますが、それでも納付されない場合は、訴訟も視野に入れた対応を考えていくことになると考えております。

○面野委員

立憲・市民連合としては、今回の求償権の行使は妥当であると考えております。港湾法や分区条例などをゆがめて拡大解釈をした上で不適切な許可に至ったことに対し、前市長の責任は極めて重いと言わざるを得ないと考えております。

今ほど今後の本市の動きを伺ったところではあるのですけれども、本件に関して、市議会が議決を要する場面が訪れるタイミングというものはあるのか、その辺についても御説明をお願いいたします。

○（総務）浅井主幹

おっしゃるとおり、市が訴訟を提起するとなると議会の議決が必要となりますので、今後の定例会のタイミングを踏まえた上で検討をすることになると思っておりますけれども、訴訟提起するとなると訴状の作成や、また証拠書類の整理など、その準備に一定の期間が必要でありますので、タイミングについては議会とも調整させていただく必要があると考えております。

○面野委員

昨年のこの損害賠償金の補正予算の協議を行った臨時会にて、私たちの会派は討論を通じて、そもそもの高島観光船問題について、その責任の所在を明らかにし、市民の皆さんが納得いくよう最大限の努力をお願いしますということで討論させていただきましたけれども、改めてその旨を進めていただきますようお願いをいたします。

◎JR小樽駅前広場再整備基本計画について

それでは、次の質問に移します。

JR小樽駅前広場再整備基本計画について、代表質問でも伺ったのですが、その中からまた何点か質問をさせていただきます。

まず、現状の駅前広場の管理運営者は土地所有者である市とJR北海道であると御答弁いただきました。

Plan①に関してなのですが、再整備に係る増加分の保留床という言葉が使われていたのですが、これは道路管理者が取得し、所有者になるという御答弁をいただいております。保留床、いわゆる道路管理者となり得る団体というのは、現時点ではどの団体が可能性があるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今御質問がありました増加分の保留床の道路管理者は誰になり得るかという御質問だったのでありますが、こちらに関しましては、JR小樽駅前広場周辺の道路状況を見ますと、小樽市、または国になり得る可能性がございます。

○面野委員

次に、現状は、JR小樽駅前広場は小樽市とJR北海道の土地保有になっているのですが、再整備を進める上で、土地保有者、今2者に分かれているのですけれども、この考え方というのは一体的に1者が保有することになるのか、それとも現状と変わらず2者のままで進めるのか、その辺についてはどのように考えられるのでしょうか。ま

だ分からないということであれば、いつの時点でそういった協議を始めなければいけないのかというところを伺いたいのですが、どうでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

Plan①やPlan②の建物一体型を例に取りますと、整備後のバス乗降場となる特定車両停留施設と駅前広場を、それぞれ別に管理することになりますが、特定車両停留施設部分に関しましては、先ほどお話し申しました道路管理者が土地と再開発ビルの床を所有し、J R小樽駅前広場部分に関しましては、市とJ R北海道が土地所有者となり、管理運営はそれぞれが行うことを想定してございます。

○面野委員

それでは、増加分、Plan①とPlan③に関しては、基本計画の中で広場面積がPlan①の場合は2,600平方メートル増加すると。Plan③の場合は、450平方メートル増加するということとなり、増加分の面積と違うのですが、今想定されている増加分の面積の保有者というのはどちらになるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

Plan①とPlan③の増加分の現在の土地所有者につきましては、主に小樽駅前第1ビルや小樽市が挙げられます。

○面野委員

Plan①とPlan③で増加分の面積が違うのですが、私もどういう土地区画になっているのか詳しい状況を把握していないのですが、例えば2,600平方メートルを使うとなれば、かなり大きな敷地になると思うのです。450平方メートルだと、多分今おっしゃられた小樽駅前第1ビルの面積の一部になるのかというふうなイメージを私は持っているのです。そういった一部だけ使わせてもらうということは一応可能な状況ではあるのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

こちらの増加分の取得につきましては、再開発事業の権利変換にて取得することは可能と考えてございます。

○面野委員

次に、基本計画の中に、計画書の終盤のほうになるのですが、J R小樽駅前広場再整備案比較表ということで、Plan①からPlan④までのいろいろな整備方針とか、適合状況について評価がされているのですが、最後の枠のところ、想定事業手法というものが記載されておまして、Plan①とPlan②、建物一体型のほうは「道路法で位置付けされた特定車両停留施設としての整備(道路事業)」と書かれているのですが、この特定車両停留施設としての整備はどのような手法になるのか具体的にお答えをいただきたいのです。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

特定車両停留施設に関しましては、令和2年に道路法改正により、道路附属物として道路管理者が整備できるといった内容になってございます。

手続といたしましては、道路区域に編入することで、特定車両停留施設の整備が可能となります。

管理者は道路管理者が所有者となりますが、管理運営に関しては、直接行う場合とS P Cが管理運営する場合がございます。現在は、S P Cの管理運営を想定しております。

○面野委員

なかなか言葉で聞いてもイメージしづらいと思うのですが、例えばほかの地域でこういった事例がありますよなどということは御紹介できますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

特定車両停留施設は令和2年に初めて道路法の改正で出てきた施設でございます。こちらに関しては、現在では、整備完了した実績というのはございません。

○面野委員

それでは、この制度というか手法なのですが、これのメリットと考えられる点、それから、逆に課題とな

ろうと思われる点、二つについて、どういう所感、御見解をお持ちでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

特定車両停留施設のメリットといたしましては、バスやタクシー、そういった事業者専用停留施設を道路管理者が整備できるようになったという点が挙げられます。課題といたしましてですけれども、特に建物一体型は大きな建物となりますので、整備事業費や管理運営のためのランニングコストの確保といったものが課題になると考えております。

○面野委員

今、主幹からランニングコストという言葉が出てきたのですが、基本計画の比較表の中で、最後に実現可能性（評価）というものが書かれているのですが、建物一体型で特定車両停留施設としての整備を行う場合にランニングコストの収支バランスが現時点では見定められない等、配置計画も含めさらなる検討が必要という一方で、Plan④は基本計画でも削除されてしまったのですが、Plan③、平面型のほうは基本的に整備実施可能ということで、結構評価としては大きく分かれているなという印象です。

まず、本会議の答弁の中では、最終案選択に関する考え方は市、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合、それから道路管理者及びバス事業者で配置計画案の3案について考えていくとお話されていたのですが、この基本計画を基に議論するのであれば、実現可能性の評価に書かれているランニングコストの収支バランスが現時点では見定められないということやうたわれると、これを選べる建設的な協議ができないのではないかなと私は感じているのです。これはいわゆる最終案を選択する協議の中では、ランニングコストの収支バランスというものは示された上で協議されるものなのか、今のところのお考えをお聞きしたいのですが、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今御指摘があったランニングコストに関しましては、最終案を決定するに当たっては、こちらも考慮して考えていきたいと思っております。

○面野委員

それから、見定められない等の後に、配置計画も含め、さらなる検討ということで、配置計画にも影響というか、さらなる検討が必要と書かれているのですが、この配置計画も含めたさらなる検討をする協議会といいますか、組織というか、団体みたいなものというのは、今後立ち上がる予定なのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

こちらの実現可能性の検討に関しまして、国や再開発準備組合、バス事業者、市で検討を進めることとなりますが、組織自体を立ち上げることは考えてございません。

○面野委員

組織が立ち上がらなければ、ランニングコストの収支バランスを含めて協議されると。ただ、配置計画等は何か新たな組織で協議されることもないので、私が誤解をしていれば御指摘いただきたいのですが、この現状だけで協議をすると、どのプランがいいとか悪い、優劣をつけるわけではないのですが、消去法的にPlan③にしかかなり得ないのかという感じがしているのですが、そういうことではないということなのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

現時点におきましては、選択肢としては三つでございます。こちら、先ほど申しました建物一体型の実現可能性に関して、ランニングコストも含め、検討をしておりますので、その結果をもって最終案を選択していきたいと考えてございます。

○面野委員

代表質問の中でもいろいろ伺って、まだまだ調整、検討が必要な点が残っているので、すぐには多分どの案で、どういうふうに進めるというのがなかなかまだ出てくるのが難しいのかと思っていますので、また引き続き今後も

議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎医療的ケア児等総合支援事業費について

それでは次に、医療的ケア児等総合支援事業費、予算計上されております事業ですが、まず事業面にも入っている医療的ケア児とはどういった定義なのか、まず御説明をお願いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児の定義についての御質問でしたけれども、医学の進歩を背景といたしまして、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用しまして、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な18歳未満の児童、それと18歳以上の高等学校等に在学している方ということでございます。

○面野委員

そこで、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、通称医療的ケア児支援法というのが成立されたようなのですがけれども、支援法の内容と地方自治体の役割と責任についてはどのように受け止めているか、御説明をお願いします。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児支援法の内容と地方自治体の役割と責任でございますけれども、まず医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念といたしまして、医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援する。医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策を行う。居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策、こういった点が法律の基本理念となっております。

地方自治体の責任につきましては、この法律の第5条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが定められてございます。

また、小樽市としましては、保育所ですとか、放課後児童クラブ、それから小・中学校の設置者でもございますので、その設置者といたしましても、医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するということが定められてございます。

○面野委員

支援に係る施策を行っていく必要があるということで、自治体が行う具体的な支援内容というのは、どのようなものが考えられますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児が日中活動を行う場所といたしまして、保育所ですとか、小・中学校ですとか、その他の日中活動を行ういろいろな場面における支援を行うことが考えられますけれども、看護師等の配置等、必要な措置を講ずることが法律の中で定められておりますので、教育委員会やこども未来部とも連携して、医療的ケア児及びその家族に対する支援策を検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

新生児医療技術の進歩によって、医療的ケア児は近年増加傾向にあるというふうに、私も調べるとそういったことを認識しました。

今後も医療的ケア児の支援策というのは大切な事業になってくることなのだなと思っているのですが、今回の予算で、支援を受けられる人数といいますか、事業というのはどのようになっているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今回の補正予算の中では、1名の児童に対して、半年間、訪問看護ステーション等から看護師を派遣するための費用を算定してございます。

○面野委員

医療的ケア児等総合支援事業で、今1名が受けられるという支援をされるということだったのですけれども、実際に市内には、該当者数がどのくらいいるのかという調査などを行っているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児の人数の把握のための調査でございますけれども、保健所ですとか、こども家庭課、こども発達支援センターなどの御協力を得ながら、福祉総合相談室の障害福祉グループで人数の把握をいたしております。その結果、今年の4月現在で、市内の医療的ケアが必要な子供は12名いらっしゃることを把握してございます。

また、今回の予算計上に係る1名につきましては、12名の医療的ケア児の保護者に対して、昨年10月から11月にかけてアンケートを実施いたしまして、アンケート結果を基に1名というふうに予算要求したものでございます。

○面野委員

アンケート調査を実施して、1名の支援に関する予算計上を今回されたということなのです。仮になのですけれども、今回受けられる1名以外でも希望があれば、支援の開始の時期ですとか、人数とか、制限なく支援が受けられる制度になっているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今回の予算では1名分の予算を計上しておりますけれども、特に制限を設けたわけではございませんで、保護者の方から、そういった御要望がありましたら、受入れ側の施設ですとか、訪問看護ステーションの派遣の体制が確保できましたら、必要に応じて受入れについて検討をしてみたいと考えてございます。

○面野委員

それでは次に、今施設のお話とケアをされる人材のお話が出てきましたけれども、医療的ケア児は一般的な保育所に通うことがなかなかできないと伺っております。

市内の保育施設の中で、医療的ケア児を受入れ可能な施設というのはどのくらいあるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

看護師などの人的対応ですとか、設備的な対応など、子供の状況によりまして、受入れ体制をどこまで整えることが必要なかというのは様々でございますので、現時点で市内の保育施設で子供の状況ですとか、受入れ人数などにかかわらず、制限なく受け入れるといったような保育施設はございません。

○面野委員

受入れ施設の拡充に必要な整備というのはどういったことが考えられますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

受入れ体制の拡充に当たって必要な整備という御質問でございましたけれども、まず私たちどもで考えてございますのが、医療的ケア児の受入れに当たってのマニュアルですとか、ガイドラインの作成、それから保育施設に制度を始めましたというような、制度説明会の開催などを検討してございます。

○面野委員

ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、設備もなのですけれども、やはりケアを行える看護師ですとかヘルパーなどの担い手不足解消というののも、今回の支援事業では大切なポイントになってくるのかと思います。看護師などは、慢性的な看護師不足などということも課題になっておりますけれども、本市で医療的ケア児支援の担い手、看護師ですとかヘルパー、この担い手になる方は十分だと言えるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

担い手の不足の把握でございますけれども、私どもも、この制度の実施に当たって、訪問看護ステーションです

とか医療機関と詳細な協議はまだこれからの段階でございますので、担い手がどれぐらい不足しているかということについては、実態としては把握はまだできていないところでございます。

○面野委員

把握に努めていただいて、多分かなり厳しい環境というか状況なのかということも推測できますので、人材、担い手の不足に関する対策などというのも今後練っていただきたいなと思います。

次に、法律の趣旨の中に、御家族のケアについても、先ほどの説明の中にございましたけれども、この医療的ケア児支援法では、家族のケアというのはどのように位置づけられているのか、具体的にどういったことができるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児支援法の中でも、委員のおっしゃるとおり、家族に対する支援についても規定されてございます。今回の補正予算の中では、家族に対する直接的な支援に係る項目はございませんけれども、看護師等の派遣を行うことにより、保育施設等での医療的ケア児の受入れが可能となりまして、保護者の負担が軽減される効果があると考えてございます。

また、保護者の休養等が必要な場合に、医療的ケア児を一時的に施設に短期入所をさせ、ショートステイを活用するなど、既存の制度を活用しながら、家族に対する支援を行っていきたいと考えてございます。

○面野委員

よろしく願いいたします。

ほかの自治体では、医療的ケア児支援センターを設置されているところもあると伺っております。本市では、センターの設置ですとか、ワンストップ窓口のような、そういった窓口などの開設というのは、どのようにお考えなのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児支援センターとワンストップ窓口についてのお尋ねでございました。医療的ケア児支援センターにつきましては、都道府県において設置されるものと理解してございます。まだ北海道ではこのセンターを開設されておりませんが、北海道におきましてセンターが開設されましたら、医療的ケア児支援センターと連携いたしまして、医療的ケア児と家族に対する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ワンストップの窓口でございますけれども、先ほど申し上げましたように、市内の医療的ケア児は、まだ12名とそんなに多くないものですから、現状では、ワンストップ窓口の開設は考えてございませんけれども、きめ細やかにニーズの把握を行うなど、医療的ケア児とその家族に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えてございます。

○面野委員

いろいろと伺ってまいりましたけれども、やはり新しい法律、支援策になっているものですから、利用者側もどういったものが分からなかったりとか、受け入れるハード的な施設整備の面もそうですし、ソフト的なマニュアルですとか、そういった受け入れる側の体制だったりとか、意識の問題というか、意識にもまだばらつきがあって、今後ますます、多分支援を必要とされる方が増えていくような事業になってくるのかと思いますので、小樽市でも、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

◎定年引上げについて

次に、定年の引上げについて伺います。

代表質問の答弁で、組織の新陳代謝を促進する観点から、原則として管理監督職は60歳に達した年度末をもって非管理監督職となるというふうに御答弁をいただきました。この非管理監督職、非管理職とは、どのような位置づけの役職になっているのか、御説明をお願いします。

○（総務）職員課長

いわゆる定年延長制度になった場合の役職定年の非管理監督職、管理監督職というものの定義という話かと思えますけれども、国家公務員の取扱いとしましては、管理監督職が管理職手当の支給を受ける職員となっております。単純に本市に当てはめて考えますと、係長職以下が非管理監督職というふうになるかと思えます。管理監督職に準ずる職を条例でそれぞれ定めるということになっておりまして、その準ずる職に、本市でいう係長職を含めることができるのかどうか、非管理監督職というのは一般職、係員だけということになりますけれども、そうなるのかどうかについては、今後検討が必要なところだというふうにご存じます。

○面野委員

係長職まで含まれると言ったら変ですけれども、要は、一つ課題になるのかと思ったのは、60歳を超えた職員が係長職になると、係長職にも配置人数は決められているはずなので、若年層の世代がなかなか係長になれない事態が想定されます。

新たな制度を導入すると、これまで進めてきた人材配置ですとか人材育成の方針にゆがみが生じてくるおそれもあるので、やはりその辺を踏まえた上で、この定年引上げ制度を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

いわゆる管理職、管理監督職、役職定年対象となる職を、仮に管理職手当の支給を受ける職員というふうにしたとしますと、役職定年をして下がる職というのですか、その行き先というのが、基本的には非管理監督者の中で、なるべく上位の職というふうに、国でもそういう扱いであることが示されております。ですから、その場合は60歳過ぎて管理職を外れると、いわゆる係長職に下がってくるという形になります。

逆に、係長職で60歳を迎えた方というのは、そのまま引き続き係長職に基本的にはとどまるという形になります。ですから、今、御指摘あったとおり、例えば高年齢層の係長職というのが、そこにたまってしまいうるか、そこも非常に増加することになりますので、いわゆる新陳代謝ですとか若年層のモチベーションとか、そういった意味ではやはり課題が生じるなというふうにご存じのところではございます。

ただ、一方で、今回、定年延長制度が行われる趣旨ということで示されているのが、いわゆる高年齢層の職員の能力活用ということがうたわれておりまして、それを考えますと、高年齢層のモチベーションというか、能力活用ということは、当然、観点として考えていかなければなりませんので、その辺、両方を考慮しながら、役職定年に関しての管理監督職、非管理監督職の範囲の定義というのをどうするかというのは、やはり考えていかななくてはならないのかというふうに思っているところでございます。

○面野委員

なかなか難しい制度設計になりそうな御説明をいただきました。

それで、次に行きますけれども、今年度の各部局の欠員数を伺いました。慢性的に欠員が生じているのだなと感じたところです。

再質問の中で、市長からも、欠員の原因というか起因としては、若い世代の早期退職、それから採用の辞退、こういったものは欠員の理由の一部に含まれるというふうにお伺いしました。

それで、この欠員の解決策といいますか、取組なのですけれども、この定年の引上げが開始されても、やはり新規採用などの抑制などを行わずに、プラス職員の年齢構成の平準化という観点もありますけれども、こういった観点で、欠員解消にも新規採用の抑制もしないというような、そういった取組も考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

定年延長が実際始まったときの新規採用の考え方ということになるかと思えますけれども、定年延長の経過措置

期間は、2年置きに定年退職者がいない年度が生じるというのは、実情でございます。

定年退職者がいない年度を含めた新規採用についての考え方として、例として、国の研究部会みたいなものがありまして、そこで、いろいろ議論されて示されているものとしましては、その年ごとの退職者がいるかないかとか、不足数を補充するという考え方ではなくて、例えば2年間で平準化するとか、それから、この経過措置期間10年間かかりますので、まず10年間で平準化するとか、そのような考え方が示されております。そうすると、例えば、今年退職者がいなくて、補充が必要ないと、それで来年度末で退職者が10人いるというときに、それはもう2年間分けて、5人ずつ採用しようということになるものですから、そうすると、来年度の当初で5人採用することは、逆に必要数として考えているよりもプラス5という形になります。そういう状況というのは、本会議の答弁でも申し上げましたけれども、現状の小樽市の財政状況に鑑みると、必要数以上に採用するというのは難しいのかというふうには思っているところではあります。

一方で、不足数の考え方とかその辺を考えますと、現在も60歳で定年になりますと、再任用という形で65歳まで希望できるという形になっておりますけれども、実は、定年延長で段階的に65歳まで上がっていくわけですが、経過措置の期間にも、その後、例えば61歳で定年になったとしても暫定再任用という制度が残りますと、65歳まで暫定再任用という形で引き続き勤務できるというような制度が残ることになっております。そういった意味で考えると、65歳まで勤務できるという意味では、正直現状と変わらない部分もあります。そういったことを考えたときに、この制度が変わることで60歳で退職するのか、延長になった、例えば61歳とかで辞めるのか、あるいは暫定再任用を選んで65歳まで勤めるのかという、その辺の職員の傾向といいますか、選択が変わることではありますが、基本的にはそういう検討の範囲であって、現実には、今後、採用必要数がゼロになってしまうというようなことはないのかというふうには思っているところです。

ただ、例えば実際、今後採用していくに当たっては、基本的には、各年度の必要数を踏まえつつも、または、現実に年齢構成の偏りということで現状苦労しているという部分もありますので、その辺、年齢構成の平準化ということは十分配慮しながら、採用の考え方というのは、それぞれ各年度ごとに判断して決めていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど御指摘ありました欠員の原因の一つでもある若年層の早期退職等の問題もありますので、この辺に対する対策についても、現時点で具体的にこれをということでお示しできるようなところまでは至っていないのですけれども、この辺も併せて取り組んでいかなければならないというふうに考えているところではございます。

○面野委員

市長の再答弁でも、人事戦略ですとか処遇の見直しなどにもこれから取り組んでいかなければいけないということで、定年引上げももちろんそうですけれども、欠員ですとか、そういった職員の皆さんの処遇の見直しなどというの、今後、その点も含めて検討していただきたいと思います。

◎100周年記念魅力発信事業について

それでは、100周年記念魅力発信事業についてざっくりと聞いていきたいのですが、予算計上されておりますが、これの催事イベント、PRブース出展などということで、予算案の中に概略が説明されているのですが、こちらはどのような発信事業になっているのか、概略を御説明お願いいたします。

○（総務）総務課長

今回、予算計上させていただいておりますPRブース出展、催事といったような内容なのですが、もともとこれは、北海道新聞の80周年記念事業といったようなことで行っております、「北海道の食 観光プロジェクト」といったようなものの中の一環ということになります。

私たちの参加の形態といたしましては、市制施行100周年を迎える本市といたしまして、6市全てが自治体のプロモーションといいますか、自治体のPRブースとして、そのイベントに出展するといったような状況でございます。

○面野委員

それでは、最後に、第1回定例会の当初予算でも、小樽市独自の市制100周年記念事業の予算が何本か上げられておりましたけれども、その中で、私たちの会派の佐々木議員が、札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、それと小樽市、この6市が同時に市制100周年を迎えるに当たり、何か横の連携を取った形で記念事業とか催物ができないかというような御質問をさせていただいたのですけれども、そのときは、なかなか情報共有はあるものの具体的な事業に結びつくことが難しいといった趣旨の御答弁をいただいていたのですが、今回、この6市が一堂に会するというので、何か連携事業ができる可能性が以前よりは高まったのかという印象を受けたのですが、連携事業に関しては、現在どのようなお考えがあるのか、最後に聞いて、私の質問は終わります。

○(総務)総務課長

他都市との連携ということでございますが、今回の補正予算として計上させていただいております事業につきましては、主に大きく三つの事業構成という形になっておりまして、一つは、先ほど申し上げました札幌大通公園でのPRブースの出展と、ここにつきましては、100周年を迎える道内の6市全てが一堂に会して、自治体ブースを出展するというのでありますので、道内の主要都市が100周年を迎えるということ、多くの道民の方にPRできる機会になるというふうに思っております。

二つ目といたしましては、北海道新聞の紙面広告といったようなものを掲載することでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました6市が、市制施行100周年のトピックですとか、あるいは各自治体のPRを、同じ紙面の中で広告するというような形になります。

三つ目としましては、このイベント含めました特設サイトがございますので、そこを活用したPRということで、こちらにつきましても、先ほどの新聞と同様に、6市がそろって100周年のトピック、PRを掲載するものになります。

地域的な事情もございますので、なかなか連携の機会というのはないのですが、今回の予定している取組、これらにつきましては、6市全てが一堂に会する、あるいは同一紙面やサイトの中で並ぶという形になりますので、一体として市制施行100周年をPRしていくという意味で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

まず、一般質問で取り上げた問題について、確認を含めて伺いたいと思います。

◎痴漢被害について

まず、痴漢問題についてなのですが、北海道警察のホームページを拝見しますと、女性被害の強制わいせつは令和3年度で13歳未満と18歳以上で、男女で146件、被害は路上、電車、商業施設、職場、学校とあらゆる

る生活空間で起こっていることが分かっています。

いろいろ質疑してきましたけれども、市内の被害状況の実態はつかんでいないというような答弁がございました。今後は、やはり把握する必要があるのではないかと考えるのですが、その点いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

ただいまの質問につきましては、現在、痴漢被害の状況や実態把握については、道警が集計している付きまとい等の前兆事案をほくとくん防犯メールで把握しているところですが、件数について、小樽市統計書による軽犯罪、刑法犯罪のうち、強制性交とわいせつについては把握しておりますが、迷惑防止条例違反の件数は入っていないため、今後、小樽警察署から痴漢被害状況について情報提供可能かどうか相談したいと考えております。

○高野委員

私自身も、やはり何回か嫌な経験がありました。学生時代には車に乗せられそうになって、逃げたのですが、しつこく男性に付きまとわれて、どうしようもなくなってトイレに逃げ込んで携帯電話で近くの友人に電話して助けられたということもありましたし、一時は命の危険すら感じましたけれども、やはり1人で歩いていたからかなとか、何となく自分に非があるのではないかと感じて、相談とかはしていませんでしたが、私が数人の方にお話を伺ったところでも、相談とかはしなくてもやはり怖い経験した方もやはりいらっしゃるのですよね。中には、路上でAVに出ないかとしつこく付きまとわれたということも、実際、この小樽市内で起きているわけなのです。

今後は、被害に遭った方に、より支援等が行き届くためにも、男女共同参画課ではなくて、各部署としっかり連携しながら、被害に遭った件数を押さえていく必要があるのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

情報共有につきましては、これまで市に相談はありませんが、今後相談があった場合、件数について把握をしたと考えますが、情報共有については、内容がデリケートな問題でもありますので、市で対応できることは現時点では想定しておりません。性暴力被害者支援センター北海道など、専門的な窓口適切につなげていきたいと考えております。

○高野委員

デリケートな問題なので、何でもかんでもというと、確かにそれはなかなかスムーズに行かない部分も確かにあると思いますけれども、ぜひいろいろなところで、生活空間で起こっている状況というのが全国的にあるわけなので、関係部署と連携して、ぜひ行っていただきたいなと思っています。

教育委員会にお聞きしたいと思います。

本質問でも触れていましたけれども、小樽市内の小学生在が痴漢に遭って、教育委員会に保護者が電話をかけたのです。そうしたら、警察に行ってくださいというふうに言われたそうなのですが、やはり警察に行くのはかなりハードルが高いというふうに感じて、子供に携帯を持たせて、登下校時に保護者がしばらく見守りをするというようなことが実際にあったと聞いています。

小・中学校での痴漢の相談ができる場所などということで、私はお聞きしましたが、その中で、保健室ですとか相談室というようなお話がありました。私は、場所とは言ったのですけれども、その場所に行くということが、やはりハードルを感じる方も、子供にとってはいるのかとも思いますので、子供たちに何かあれば、どの教員でも相談に乗ってくれるような環境をつくってほしいということが一番言いたいところですので、そこについて見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小・中学校においては、これまでも定期的に行われている個人アンケートや面談等の教育相談において、子供たちが困ったり、悩んだりしていることを相談できる機会を設けておりますが、これに限らず、日常的にいつでも気軽に相談できる体制づくりについて、学校へ指導してまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

あと、各家庭に対しての相談ですとか理解を深めるために、資料配布についても伺いました。答弁では、記載方法も工夫したいというようなことだったのですけれども、被害を受けた子供が保護者に実際に相談したら、証拠だとか、早く忘れなさいとかというふうに関係に言われて傷ついている子供がやはりたくさんいらっしゃるのです。

なので、やはり配布の際には、こうした二次被害にもつながらないように、配布するときには、記載にも、工夫をしていただきたいと思うのですが、その点いかがですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

痴漢の被害に遭った場合、体だけではなく心にも深刻な影響を及ぼすことが考えられますので、痴漢にあった子供の心に寄り添った対応に努めるとともに、小・中学校において、資料を配布するだけではなく、その際に、不審者等への対応等について、改めて各学級で指導してまいりたいと考えております。

○高野委員

お願いします。

あと、不審者などが出ましたよというふうにありますと、学校で、保護者宛てに送られる安心・安全メールというのがあると思うのですが、本当に毎月のように不審者情報が発信されている状況が、やはりあります。メールを登録している保護者に対してのメールを発信するまでの経過は、どういうふうになっているのか、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

不審者等の事案が発生した場合、市教委から全小・中学校に注意喚起の連絡をすることとなっております。

各学校においては、それぞれの事案の発生場所や状況等を勘案した上で、安心・安全メールの配信等について判断した後に、保護者の皆様へ安心・安全メールを配信しているところであります。

○高野委員

ということは、流す内容というのは、決まっているものなのか、それとも、各学校で判断して内容などを決めて流しているのか、その点いかがですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各小・中学校において、文面等を勘案して、保護者の皆様へ送信しているところであります。

○高野委員

流す範囲、どういうルートで情報を把握して流すのか、そこら辺はいかがなのですか。例えば、警察から来て流しているとか、それとも、学校のほうで教育委員会に連絡があって、それで流すというふうになっているのか、そこら辺、少しお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

もし、各学校で被害の状況を把握した場合には、市教委へ報告することとなっております。市教委が、その情報を基に全市内の小・中学校に情報を流すこととしております。

また、凶悪な犯罪等が起きた場合に、警察等から連絡があった場合には、それも含めて、各学校から保護者へ安心・安全メールを送信しているような状況となっております。

○高野委員

ちなみに、分かればいいのですけれども、どのくらいの保護者が、大体一つの学校で登録をしているものなのか、分かればいいのですけれども、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各学校においては、できれば100%になるように皆さんに呼びかけをしているところなのですけれども、保護者の

それぞれの考え方もあります。ただ、報告を受けている中では、ほぼ100%に近いような状況になっている状況です。

○高野委員

今、言われたとおり、各学校全員に登録をお願いしますということ、いろいろ事情もありますので、登録していない方もいらっしゃるのかもしれないですけども、やはり学校の緊急連絡などがメールで配信されているということもあって一つの家庭でも複数登録している方もいらっしゃいます。

そういうことを考えますと、100%に近いということもありますので、少なからず、このメールを見ているという保護者は多いのかと思うのです。

であれば、そういうメールの配信時に、痴漢は犯罪であるということですか、何かあればすぐに連絡をするようにしてくださいというようなお知らせをしたらどうかと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各小・中学校においては、これまでも、それぞれの事案に応じて注意喚起の文書を配布したり、安全・安心メールを配信しているところですが、今後もそれぞれの事案の緊急性や重大性、波及性を十分考慮して、スピード感をもって対応していく必要があるものと考えております。

○高野委員

注意喚起も必要なのですが、やはり犯罪に結びついてしまうということもありますので、注意喚起だけではなくて、痴漢は犯罪だということも同時に言う必要があると思いますので、そこら辺もお願いしたいと思いますし、平成19年に小樽市安全で安心なまちをつくる条例も制定されていますので、より実効性のあるものになるように願って、次の質問に移りたいと思います。

◎働く場でのジェンダー平等について

一般質問でも、働く場でのジェンダー平等についていろいろとお伺いしてきました。

市の職員の育児休業取得率について、令和元年度から3年度、男女別に取得率をお知らせください。

○（総務）職員課長

市の職員の令和元年度から3年度の男女別育児休業取得率ということでございまして、まず女性ですけれども、令和元年度は100%、2年度も100%、3年度は95.5%となっております。男性につきましては、令和元年度は18.2%、2年度が8.3%、3年度が14.7%となっております。

○高野委員

それでは、過去3年間の、取得期間は男女別でどのようになっていますか、お知らせください。

○（総務）職員課長

男女別の取得期間の状況ということでございますけれども、まず女性につきましては、1か月以下というのが0%、それから、1か月以上3か月未満というのが1%、3か月以上6か月未満が5%で、6か月以上の長期というのが94%ということになっております。

男性ですけれども、1か月以下が35%、1か月以上3か月未満が41%、3か月以上6か月未満が6%、6か月以上は18%ということで、およそ4分の3が3か月未満という状況になっております。

○高野委員

今、聞いたのですけれども、取得期間が、女性は6か月越えに対して、男性の職員は1か月以下と、40%となっている主な理由についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

この取得期間、どのくらい取るかというのは、基本的に取得する職員本人の意向というか、申請というところになりますので、その辺詳しく聞き取りできているわけではないので、推測ということになりますけれども、一つは、女性の場合は、出産するのは必ず女性ですから、当然それに伴って、少なくとも必ず8週間から最大で16週間は産

前産後休暇というのを取得しますので、その流れで、そのまま育児休業に入るという方が多いのかということで、何となくその流れで長期に入るという方が多いのかというような、推測をしています。

一方で、男性は、当然それがまずありませんので、男性の育児休業取得の意識啓発の取組というのを行ってはいますけれども、現実には、なかなか取得するということを出しにくいという状況が正直、今もあるのかというところでありまして、取得を申し出やすい職場環境づくりに取り組んではいますけれども、まだその辺、正直課題があるのかというふうな推測をしているところでございます。

○高野委員

次に、市役所の女性の管理職の割合についても少し聞きたいと思うのですが、この過去4年間の推移をお知らせください。

○（総務）職員課長

過去4年間の女性の管理職の割合ということでございますけれども、平成30年度は17.9%、令和元年度が18.1%、2年度が18.3%、3年度が19.8%となっております。

○高野委員

今、お聞きしたのですけれども、毎年のように0.2%ほど女性の管理職が上がっているのかと思うのですけれども、やはり管理職が250人以上いる中で、女性の管理職は50人ぐらいしかいないという状況はやはり少ないのかと思うのです。

男性職員と比較しても、管理職への登用率は20%も満たない状況が、今の報告でも分かったのですけれども、なぜ登用率が上がらないのか、その理由についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

管理職の女性の割合が伸びない理由ということで、これは推測ということもありますけれども、一つ言えるのは、年代別の男女の職員数の割合というのですか、職員のうちの女性が占める割合を調べたときに、管理職となる世代ということだと40歳代50歳代ぐらいの世代になります。40歳代、50歳代の職員の女性の割合というのが、ほかの世代というか職員全体の女性の割合に比べると少し低いというところがありまして、全体ですと40%弱が女性になるのですけれども、40歳代、50歳代で申しますと30%ぐらいということで、そもそもその世代の女性の絶対数の割合が低いということはあるのかというふうに思っています。

あと、もう一つが、管理職への登用に当たっては、今度はその所属長による能力評価ということはもちろんあるのですけれども、それ以前に、本人の希望というか意向というか、そういう部分も確認してということになりますけれども、家庭の事情ですとか、管理職の職務に対する自信がないとかという理由で、管理職への登用、昇任を望まないという例があるというふうには認識をしております。一般的には、女性がそういうふうなことを申しているというような印象がありますので、そういったこともあって、なかなか割合が伸びていないのかというふうには考えているところでございます。

○高野委員

能力の云々とありますけれども、私は、皆さんすごく優秀なので、そんな男性だから女性だからというふうに変わらないのかとは思いますが。ただ、今も言われたとおり、家庭内のいろいろな事情もあってということも、そういう方もいらっしゃるのかとは思いますが。

ただ、やはり小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というものがありまして、それを見ますと、やはり管理職を増やそうというふうに出ているわけですね。今のままですと、目標値、令和7年度には管理職25%、係長職35%となっておりますけれども、それすらも届かないのではないのかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○(総務)職員課長

先ほど申し上げたとおり、管理職の比率は、僅かずつではありますが、徐々に上がってきているということとはございます。そのための啓発の取組はこれまででもしてきておりますので、それを続けることで、計画の期間までは、令和7年度ということはまだ3年ございますので、そこまで目標値に近づけるように取組は続けていきたいというふうには思っております。

○高野委員

私は、令和7年度の目標自体、少し低い気がしていますけれども、先ほど、育児休業でも男性職員が取りづらいのではないかとのお話もありました。

いろいろ伺ってきたのですが、職員の妻の出産時における特別休暇の取得もやはりいまだに30%台となっています。こうした状況を考えれば、市における女性職員の活躍できる体制ですとかが、なかなか整っているとは、言えないのではないかとおもうのですよね。

なので、やはり具体的に何が一番課題なのかというのを、なかなか名前を出すというのは大変ですけれども、もっと職員の方に匿名とかでアンケートをやったりとか、実際に課題を明確化しなければ、私は解決につながらないのではないかとおもうのですが、その点どうでしょうか。

○(総務)職員課長

今、御指摘のあったとおりでして、私どもとしても、先ほどの男性の育児への参加ということでも鑑みまして、女性の登用というか、そういうことにも、いろいろ意識啓発だとかの取組をしてきておりますけれども、その辺、確かに実際に職員への程度届いているのか、何がネックになっているのかという部分、正直アンケートとか、そういうことを現状しているわけではございませんので、その辺は今後、必要に応じてやっていくところも考えていきたいというふうには思っております。

○高野委員

ぜひ行って、リアルな声を聴いて改善を図っていただきたいと思います。

最後に、全体的な話にしますが、小樽市として、市民の方に、子育てと仕事の両立の支援、出産後の再就職の支援は、これまでどのようなことを行ってきたのかと、また、今後の取組があればお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

仕事と子育ての両立支援ということでお答えさせていただきますけれども、就労している保護者の児童を保育所や放課後児童クラブで受け入れているほか、延長保育ですとか病児保育、一時保育、休日保育、またファミリーサポートセンター事業などにおきまして、保護者の多様な就労形態に合わせて支援してきているところです。

また、今後も引き続き、保護者のニーズに合わせて、仕事と子育ての両立支援には取り組んでまいりたいということで考えております。

○(産業港湾)商業労政課長

出産後の再就職支援についてということではございますが、女性の再就職支援といたしましては、市が事務局をしております小樽地域雇用創造協議会におきまして、国から受託している事業の中で、求職者と企業のマッチングの取組として合同企業説明会を開催しております。その中で、昨年度から女性、高齢者向けとして、一般求職者とは別の時間帯で、託児スペースも設ける形で合同企業説明会を開催しております、子育て中や子育てが一段落した女性の就職を支援しております。

昨年度は1月26日に開催をいたしまして、今年度につきましても、同様な形で秋に開催することを予定しております。

また、ハローワーク小樽では、マザーズコーナーという相談窓口を開設いたしまして、ハローワークの専門職員による支援の実施をしているところでございます。

○高野委員

ぜひ、今後も取組をお願いしたいと思います。

○小貫委員

◎築港の地区計画の変更について

築港の関係から質問をいたします。

築港駅周辺地区の商業レクリエーション地区の地区変更が、都市計画審議会で示されましたけれども、この対象となる範囲を説明してください。

○（建設）都市計画課長

小樽築港駅周辺地区の商業レクリエーション地区の範囲でございますけれども、当該地区は、JR小樽築港駅を中心とした地域に存しており、北側は小樽港縦貫線、南側と東側は市道築港海岸通線、西側は市道築港1号線に囲まれた、ウイングベイ小樽とパチンコ店が立地する街区が対象範囲となっております。

○小貫委員

現在あるパチンコ店やイオン小樽店の駐車場も含めて、サービス付き高齢者住宅の建設が可能になるということなのですが、株式会社小樽ベイシティ開発のウエルネスタウン構想ですが、イオン小樽店の駐車場やパチンコ店にサービス付き高齢者住宅の建設を想定しているような計画なのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

このたびの地区計画の変更については、都市計画法の提案制度を活用し行うものでございますけれども、提案者であるOBCが提案書の中で想定しているものは、基本的にはウイングベイ小樽の空き床の有効利用を前提としたものですが、ウエルネスタウン実現のためには、商業レクリエーション地区全体を対象に、医療・福祉・介護に関わる教育機関及び共同住宅を建設可能とする土地利用について提案を受けたものです。

○小貫委員

あくまでも事業者としては、ウイングベイ小樽の建物の内部だけの計画だということによろしいですね。

○（建設）都市計画課長

提案書の内容では、そのようになっております。

○小貫委員

それで、仮に地区変更しない場合ですが、彼らが言っているウエルネスタウン構想で実現できない施設というのは、どのような施設になるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

地区計画の変更について提案を受け、現在、地区計画では、商業レクリエーション地区において建築できない医療、福祉などの教育、居住機能を誘導するため、都市計画変更を行うものでございますが、地区計画を変更しない場合は、これらの用途、いわゆる看護師養成のための学校ですとか、福祉、介護関連に関する学校及びサービス付き高齢者住宅の実現等は難しいものとなります。

○小貫委員

それで、市内のサービス付き高齢者住宅についてですが、非特定施設と特定施設に分けて施設数と定員、入居状況をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

非特定施設のサービス付き高齢者向け住宅につきましては、令和3年8月1日現在7施設、定員は合計で234人と把握しておりますが、入居状況については把握しておりません。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険サービスの中の一つであります、特定施設入居者生活介護の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅は3施設、定員259人となっております。

入居状況については、把握してございません。

○小貫委員

入居状況はどちらも分からないと。

そこで、サービス付き高齢者向け住宅で特定施設というのは3施設のみということなのですけれども、この特定施設について、第8期小樽市介護保険事業計画の整備予定についてお聞かせください。

○（福祉保険）太田主幹

特定施設入居者生活介護の整備予定につきましては、令和3年度から5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づきまして、令和5年度中の開設を条件として、1事業所、定員50人の整備を予定しております。

計画初年度であります昨年度に公募した際に応募がなかったことから、現在、再公募中でありまして、明日6月17日までの期間で応募を受け付けているところです。

○小貫委員

特定施設、サービス付き高齢者向け住宅だけではないですが、今、特定施設は1か所を整備する予定なのだと。

そのように計画している理由というのは、何なのでしょう。

○（福祉保険）介護保険課長

第8期計画の介護保険施設等の整備目標につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、それから介護療養病床からの転換を除く介護医療院、これらについては、受給の見込みや、それから保険料の上昇を考慮して追加整備をしないとして、サービス付き高齢者向け住宅に限りませんが、居住系のサービスについては一定数の需要が見込まれることから、特定施設1施設を予定としたところであります。

○小貫委員

それで今、述べられた三つの施設、介護老人福祉施設とか介護老人保健施設とか介護医療院ですけれども、この3施設の待機状況というのは把握しているのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険施設の中で、介護老人福祉施設、いわゆる特養ですけれども、こちらの入所申込み状況につきましては、北海道が3年ごとに調査しておりまして、令和元年度の直近の調査では、本市で要介護3から5の方で入所申込みをされている方は371人となっております。

○小貫委員

そこで、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて、国では高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定めています。

法律の第4条では、「都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画を定めることができる。」とあるのですけれども、小樽市の計画はどうなのでしょう。

○（建設）建築住宅課長

国の高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針に基づく市の計画ですけれども、現段階では計画を策定しておりません。

○小貫委員

現状ないということだったのですけれども、これをつくる計画というのはあるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

つくる計画というのは現段階では考えておりませんが、他都市の策定状況を踏まえて、調査研究を進めてまいり

たいと思います。

○小貫委員

つくらない場合というのは、計画としてこういう高齢者のための住宅の確保というのは、何で代替するのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

本市では、先ほどの基本方針に基づいた計画というのは策定しておりませんが、小樽市住宅マスタープランというものを策定しております。その中で、高齢者、障害者に優しい住まいづくりという方針を定めていまして、その中で施策を進めているところでございます。

○小貫委員

それで、国の基本方針に戻しますが、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標の設定について、どのように定めているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

国の基本方針では、住宅政策と福祉政策が連携して、保健医療サービスや福祉サービスのついている住まいの現状や介護保険法上の要介護または要支援の認定を受けた高齢者及び特定高齢者の住まいの状況等を把握した上で、高齢者居宅生活支援体制の確保された賃貸住宅の供給と老人ホームの供給の目標を設定することとするというふうになってございます。

○小貫委員

それで、小樽市の場合、住宅政策と福祉政策が連携する体制というのは、今どのように確保されているのですか。

○（建設）建築住宅課長

住宅政策と福祉政策の連携につきましては、先ほども少し答弁させていただきました住宅マスタープランに基づいて、それぞれの計画を、連携して行っているということでございます。

○小貫委員

それで、小樽市として、サービス付き高齢者向け住宅の必要性について、どのように考えているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

今後も、独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加すると予測される中、安心・安全に日常生活を送ることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅に限りませんが、高齢者の住まいの状況を踏まえた地域づくりが重要であると考えております。

○小貫委員

先ほど来から何度か出ている住宅マスタープランでは、どうなっているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

住宅マスタープランでは、「高齢者が安心して入居できる住宅を確保するため、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給登録を促進します」というふうに記載してございます。

○小貫委員

小樽市としては、そういったサービス付き高齢者向け住宅のみではないけれども、全体として住宅を広げていく必要があるのだという認識だということなのですが、それで、もう一回、話を都市計画に戻しますが、事業者が想定している範囲だけ、要は建物の範囲だけですけれども、地区計画を変更し、イオン小樽店の駐車場とかパチンコ店とかを範囲から外すということは可能なのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

先ほどの答弁でも、都市計画法の提案制度に触れているところでございますけれども、都市計画法の提案制度は、まちづくりや都市計画に対する住民等の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加を促すため創設された制度であ

ることを踏まえ、提案者から提出された提案内容に沿って都市計画の変更を行う必要があると考えておりますので、当該地区の一部の範囲を除くことにはならないものと考えております。

○小貫委員

今、言ったのは、もう法律的にそうやって提案者から出されたものについては、地区計画を分割することはできませんよという意味なのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

今回の提案内容は、商業レクリエーション地区全体を対象に提案されているものでございますから、そういう経過の中で、地権者等への説明を行っているものがございます。したがって、これを改めて地区を分割するとしますと、提案内容そのものが変わってしまいますので、改めた形で都市計画の手続に入る必要があると考えます。

（「いや、だから、法的に可能なかどうかという話を聞いている」と呼ぶ者あり）

今、法的に可能かどうかという御質問でございますけれども、このたびの提案制度を受けた都市計画変更の中ではできないものと考えております。

○小貫委員

ただし、小樽市として決定するわけだから、今回の提案は駄目にするけれども、小樽市として別計画として分割してやるというのは可能だということによろしいのですか。

○（建設）都市計画課長

今回の都市計画変更の提案にかかわらず、別の案件で都市計画変更を行う場合に限っては可能だというふうには考えます。

○小貫委員

それで、地区変更をかけないとウェルネスタウン構想で言っている学校もサービス付き高齢者向け住宅も無理なのだ。市として、サービス付き高齢者向け住宅の必要性があるというのは答弁でありました。そういう現状から、ウイングベイ小樽の建物の範囲内で、その範囲の土地の計画を変えるというのはやむを得ないと思うのですが、仮に、そこだけ変えたとした場合に、地権者の3分の2の同意というのは得られるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

大型複合商業施設の建物の範囲のみであった場合、商業レクリエーション地区の分割ということも考えられますけれども、商業レクリエーション地区の区域の土地の収受等は変わらないため、提案内容が変わったとしても3分の2の同意が得られるかどうかについては少し判断しかねます。

○小貫委員

聞き方を変えます。現状では、ウイングベイ小樽建物内の地権者の中で3分の2の同意は得られているのですか。

○（建設）都市計画課長

今回、提案のあった地区計画の変更につきましては、商業地区全体を対象とした同意を求めているものでございますけれども、それについては3分の2以上の同意が取られております。

○小貫委員

答弁はぐらかさないでほしいのですよ。商業地区全体を言っているのではないのです。ウイングベイ小樽の建物の範囲内の土地の地権者の3分の2を得られているのですかという話をしているのです。

○（建設）都市計画課長

答弁の繰り返しになりますけれども、今回の提案のあった地区計画の変更については、商業レクリエーション地区全体を対象とした変更でございますので、あくまでもその全体エリアの地権者に対しての3分の2の同意という形になります。

○小貫委員

全体の計画であっても、限られたその範囲内での3分の2の同意は得られているのですかという話をしているのです。

○（建設）都市計画課長

今の大型複合商業施設の範囲だけでということでございますけれども、それでいきますと、地権者数が減りますので3分の2は取れていないという形になります。

○小貫委員

つまりパチンコ屋の土地まで含めれば3分の2になるのです。でも本来、計画を実施しようとしている建物内の地権者だけで取ったら3分の2にならないのです。だから問題だって。私何も計画自体を否定しているわけではないのです。手続論として、もう少し丁寧にやる必要があるだろうと。OBCというのは想定はしていないけれども、今、変更かければパチンコ店でもイオン小樽店の駐車場でも、サービス付き高齢者向け住宅や学校が設置できるようになるということで、これは繰り返しになりますけれども、この確認を取りますけれども、どうですか。

○（建設）都市計画課長

提案のあった内容を踏まえた地区計画の変更については、商業レクリエーション地区全体を対象としているものでございますので、今の大型複合商業施設の場所以外にも建設することは可能となります。

○小貫委員

だから、きちんと範囲を限定して、変更をかけるべきではないのですかということを行っているのですけれども、いかがですか。

○（建設）次長

先ほどから御説明しておりますけれども、地区計画の提案制度というのは、提案を受けて、その内容がその地区計画の土地利用の方針ですとか、上位計画の方針に則しているかというところを確認して受けるものであります。そして今回の提案については、商業レクリエーション地区全体についての提案となっておりますので、地区を限定して分割するというにはならないというふうに考えております。

○小貫委員

その擦れ違いは、あまりやり取りはしませんけれども、でも事実上、イオン小樽店の駐車場に、いきなり専門学校を誘致するというのも可能になってしまうわけですね。だからそれは、小樽市としてそれも含めて、よいというふうに判断しているのが、今回の地区計画の変更だということで、まずそれは押さえます。

ただ、先ほど来やり取りしているように、直接関係する地権者というのは2法人なのでですね。だけれども、賛否が分かれたまま、この計画変更を進めるべきではないと思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）次長

OBCの提案の中の想定というところで、ウイングベイ小樽の空き床の有効利用というところは、確かに提案の中に入っておりますけれども、あくまでも商業レクリエーション地区全体のまちづくりの話ですので、その提案内容が小樽市の方針と合っているということですので、特段問題はないものというふうに考えております。

○小貫委員

つまり、小樽市としては、数限られた地権者の中で反対があっても、それは関係なく進めていくという乱暴な議論を進めるということによろしいのですね。

○（建設）次長

あくまでも提案内容に対して適合するかどうかという要件があります。それが3分の2ということですので、今3分の2は同意は取れているということでもあります。これが例えば100人いて、そのうちの3分の1、30人の反対があった、30人の意見を軽んじているのかというそういうものではないので、3分の2の同意というのは、適

合しているものと変わらないものというふうに考えております。

○小貫委員

3法人のうち、2法人で3分の2なのですけれども、ただ、今そうはいつでも、その答弁の最後にもう一言ほしいのですよ。しっかりその事業者においては、残った地権者も含めて、理解を得られるよう進めていただきたいと思っているとか、普通行政だったらその一言がつかないですか、何でつかないのですか。

○（建設）次長

詳しい中身の話になってしまうのですが、実は同意いたしかねると言っているところにつきましては、利用形態によっては工事の騒音の話があるとか、利用実態が見えていないとかというところが、同意をしかねる理由というふうになっております。そこにつきましては、我々としては、OBCの提案の具体的な話になってきたときには、その辺の調整を、当然していかなければならないというふうに思っておりますし、特に情報についてはよく提供して理解をしていっていただきたいというふうなことは、当然思っているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について、まずお聞きしたいと思います。

確認です。一般質問の中でも質問させていただきましたけれども、維持管理についてだったのですが、北海製罐第3倉庫を当初の計画、予定であれば、どれくらいの期間、市で保有することが見込まれているのかということと、その期間、修繕も含めた維持管理は、ガバメントクラウドファンディングなどの寄附額の残の約1,800万円で賄えるのか、確認させてください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

まずは、旧北海製罐第3倉庫の所有期間といいますか、そういったものについてですけれども、本格活用を行う民間事業者の方の状況によりましては変わるものですから、現時点で具体的な期間を想定しているわけではありませんけれども、令和3年9月に第3倉庫活用ミーティングから提出された報告書によりますと、本格活用に向けたスタート期間として、4年程度ということが提案されておりますので、これを一つのめどとして考えているところでございます。

それから、維持管理経費あるいは修繕経費につきまして、寄附金の残高で賄えるのかといった御質問でございましたけれども、本会議でも答弁しておりますとおり、令和3年度末で約1,800万円の残となっておりますけれども、令和4年度、今年度の予算として、維持管理経費ですとか修繕費として360万円弱、予算計上しているところでございます。

今後におきましても、当面の保全活用に必要な修繕ですとか、消防設備の設置などを進めてまいりたいと考えております。

市の所有が長期間にわたる場合ですとか、活用方法によっては、寄附金の残高では不足することも考えられますので、おっしゃるとおり改めてクラウドファンディングなどの財源確保なども考えていかなければならないかというふうに考えているところでございます。

○横尾委員

なるべくスムーズに利活用が始まればということだったと思うのですが、その答弁の中で市長からも答えただけでしたが、この利活用に関しては新しい体制でということを利用して考えていくことになっているということでお話がありましたが、この新しい体制とはどのようなものと考えているのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

5月中旬に第3倉庫活用ミーティングの後継組織となる民間組織が発足しているところでございます。こちらの組織は第3倉庫活用ミーティングに参加していたメンバーが中心なのですが、新たに小樽ふれあい観光大使の方が加わるなどメンバーに一部入替えがあったものと聞いております。

後継組織につきましては、若者も巻き込みながら市民への情報発信ですとか、第3倉庫の利活用の検討などを行うものと聞いておまして、こちらに市からもオブザーバーということで参加したいというふうに考えております。

また、これとは別に、庁内会議を立ち上げまして、後継組織の意見などを踏まえつつ、第3倉庫の在り方について検討を進めていくということを考えてございます。

○横尾委員

後継組織ということだったのですけれども、前のミーティングのチームプラス、そういう若い方だとか、そういった方が入っただけのようなものか、それともメンバー的に何か新しいというか、そういった利活用に向けたメンバーが入ったのかという部分は分かりますか。

○（総務）企画政策室藤本主幹

メンバーにつきましては、約半数の方が再任といいますか、後継組織に移られていますけれども、一部の方、学識経験者のような方は、顧問というような形で携わるものと聞いております。

新たに加わった方は、実際に改めて利活用を進める方で、具体的な動きが取れるような方、要は若い方で、インフルエンサーといいますか、情報発信できるような方が加わったものというふうに聞いてございます。

○横尾委員

しっかり利活用に向けた、具体的な経営者の方だとか、そういった方、つながりある方も入っていただいたりするのかなと思っていたのですが、学識経験者だとかインフルエンサーの方だとか、そういった方ということで確認させていただきました。

◎公共交通の空白と利用促進について

次に進みたいと思います。

次は、公共交通の空白地域と利用促進についてお尋ねいたしますが、公共交通によるカバー人口についてお聞きしましたけれども、小樽市都市計画マスタープランで平成27年度12万1,924人の人口のうち、都市圏人口が10万5,450人ということで、この残りの13.5%の方が住んでいる地域は、駅、バス停から距離のある、いわゆる交通不便地域になると、その数字だけをお聞きすると思うのですが、小樽市は空白地域を明確に設定されていませんけれども、小樽市内にはこの公共交通空白地域は存在するという認識でよろしいのか、確認させてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

空白地域があるのか、認識しているのかという御質問ですが、公共交通の空白地域という設定はしていませんが、都市計画マスタープランで示されている人口カバー割合から見ても、バス停などから一定程度距離がある地域があるということは認識しております。

○横尾委員

小樽市地域公共交通網形成計画の上では、タクシーで10分程度で到達できる範囲も示されています。これは、営業エリアの5キロメートル圏内ということなのですが、一応これを加味すると、小樽市内のほぼ全域がカバーされているようにも見えるのですが、あくまでもやはりJRや路線バスを基本として、交通空白地域を見

ていくことになるのかと思うのですけれども、見解をお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かに本市にはタクシー会社が数多くございまして、個人タクシーも含めると市内の多くの地域をカバーしている状況ではありますが、それによって空白地域がないという判断をしているわけではなく、委員おっしゃるとおり、JR、バスをもってそういった部分は判断していかなければならないと考えております。

○横尾委員

こういうふうになってくると、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送などが活躍していくのかと思っているのですけれども、そういった導入を希望する市民の声があったりしますか。また、運行側の事業者などから、参入したいとのニーズはありますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

コミュニティバスの求めるニーズに関してといいますと、直接コミュニティバスを走らせてほしいとか、そういったお声は聞いておりません。ただ、並行在来線のバス転換に関しまして、鉄路が廃止される場合に代替交通の一つとして、コミュニティバスなども考えられるのではないかという御意見は何っております。

あと、コミュニティバスをやりたいという事業者の声ということですが、コミュニティバスとかデマンド交通という部分では伺ったことはありませんが、福祉の関係で、それに近い考えの需要を考えているというお話は聞いたことがございます。

○横尾委員

これから人口減少していくという部分を考えると、こういう細かい交通が必要になってくるのかということで、現状を聞かせていただきました。

私からも、免許証を自主返納した高齢者に対する公共交通の利用促進についてお聞きしましたけれども、今年は特に予定されていないということでしたけれども、例えば小樽警察署などと連携して、免許を返納した高齢者の方へ、バスを今まで利用されていない方に利用方法をお知らせするだとか、そういったリーフレットを配布してもらおうだとかということで、利用促進というのは早々に、アイデア次第で実施できるのかと思うのですけれども、こういうのをどんどん実施してはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

高齢者の利用促進につながる免許返納との関係ということなのですが、確かに自動車を運転している方がバスに乗り換える際のハードルの一つとしては、乗り方がよく分からない、そういったものもあると思いますので、委員おっしゃるような方法も含めまして、高齢者へバスの乗り方をお知らせする方法について考えていきたいと思っております。

○横尾委員

最後のほうなのですけれども、空白地域の関係で計画の見直しのお話をされました。小樽市地域公共交通網形成計画から公共交通計画に置き換えていく作業があるということで確認しましたけれども、これはいつ頃のお話なのか、令和7年度の計画が終わった後の話なのか、もう一回確認させてください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

先日、市長から御答弁差し上げた部分につきましては、来年ぐらいに予定しております軽微な見直しの際のことを想定しての答弁となっております。

○横尾委員

この軽微な見直しのタイミングということでは、答弁にあったとおり現在把握している状況で、どういった地域を空白地域とするのかということを確認して示していくぐらいのことかと思っておりますけれども、私が質問の中で高齢化率だとか運転免許証の所持率だとか居住者の条件、あとは迂回だとかする、移動距離だとか勾配などの

地理的条件となると、かなり時間がかかると思いますので、その点については、本格的な計画の変更が令和7年度の終わったときにあると思いますけれども、その時点でしっかり定めていただきたいと考えますけれども、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かに、次年度に予定しております見直しの際には、そういった政策的な部分というのは、なかなか盛り込むことは難しいと思っておりますので、次の令和7年度に改定予定の、大幅な改定の部分の際には、そういった視点も取り入れながら、小樽市地域公共交通活性化協議会の中で協議していただきたいと考えております。

○横尾委員

しっかりとこういう視点も大事にさせていただいて、交通弱者という部分ではないように、しっかり対策していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○秋元委員

◎第7次小樽市総合計画と行政評価について

それでは、代表質問で伺った第7次小樽市総合計画と行政評価に関連しまして質問させていただきます。

先日の答弁では、評価結果に基づく各部局の検討結果、また予算措置について伺いましたけれども、予算に反映した結果、当初予算で新たに措置された事業は12事業、増額された事業が45事業、減額された事業は26事業だったということでありましたけれども、それぞれの主なものについて説明していただきまして、措置前と後の予算額の説明について、お願いいたします。

○（総務）企画政策室谷守主幹

行政評価と予算措置の状況の関係についての御質問いただきましたけれども、まず現状、事業費単位で行政評価に対応して、予算の増額、減額、あるいは新規の措置というのを参考までにこちらで取りまとめてはおりますけれども、現行の行政評価としましては、個別の事業のよしあしですとか費用対効果などを判定して、予算を増額、減額するために行政評価を行っているものではございませんで、あくまで施策全体としてどのように総合計画で掲げている事項を達成していくかという観点で評価してございますので、例えば事業によっては予算額は変わらないけれども、内容を若干組み替えたり、変更することによって、総合計画に掲げる事項が達成されるということもあろうかと思えますし、また、予算上現れない事業でも成果を上げるということもございますので、評価の結果と個別事業の予算の額は、必ずしもリンクしていないものというところを御承知おきいただければと思います。

そのため各事業につきましては、例えば指標がよかった、あるいは悪かったということで、減額あるいは増額になったというのではなく、あくまでもより成果を上げるため事業を見直した結果、増額された、あるいは減額されたという結果が伴ってくるものというものと考えております。

そういった前提の中でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、行政評価に基づき増額された事業につきまして、具体的に例を挙げさせていただきますと、一例として公園緑地の施策に係る事業であります、市内各公園維持補修費が挙げられます。公園緑地の施策につきましては、行政評価の結果、遊具の老朽化対応ですとか、トイレの清掃や悪臭対策など、市民が憩いの場として安全・安心に利用できるような施設の管理体制を検討する必要があると判断されたところでございますので、この評価の結果も踏まえまして、市内各公園維持補修費に係る令和4年度の当初予算要求の額は、対前年度比で増額となっておりまして、最終的な予算措置状況としても、3年度と比べて増となっております。

具体的な事業費といたしましては、令和3年度の当初予算が5,300万円であったのに対して、4年度の当初予算は6,200万円でございますので900万円の増額となっております。

続きまして、行政評価結果に基づいて減額された事業でございますけれども、一例としては、工業・企業立地の

施策に係る事業、創業支援事業費がございます。こちらは、行政評価の結果、制度の見直しを検討する必要があると判断され、この評価結果も踏まえてターゲットを絞って支援の厚みを増し、一方で一部の補助率を下げるなどという、メリハリをつけた事業内容に組み替えた結果、令和4年度の予算は、対前年度比で減額となっております。

減額の金額につきましては、令和3年度が1,400万円に対し、4年度は900万円ですので500万円の減額というふうになってございます。

○秋元委員

そこまで難しい話ではなかったのですけれども、今説明していただいたのですが、そもそも新規ですとか増額、減額のそういう判断をするまでの、決定するまでのプロセスというのはどうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

行政評価から予算措置に係る一般的なプロセスにつきましては、評価結果が確定しました後、各部局に最終的な評価調書を通ずる形で評価結果を周知してございまして、その後、翌年度の当初予算に関する議論の中で、各部局は評価結果において示された施策に関する今後の方向性、こういったものを踏まえて予算要求や事業に関する説明を行っていくこととなっております。最終的に予算議論を経た上で、各事業の予算が措置されるという流れになってございます。

○秋元委員

それで、先ほど増額した事業も一つ説明いただきましたけれども、そもそも私の考えている行政評価と今説明いただいた行政評価と、少し何か違ったなという感じがしたのですけれども、増額した事業は、主に何を根拠に増額したのかということなのですかけれども、増額した事業で、例えばこれまでの小施策の目標値についての推移ですとか、市民のニーズなどについては、当然把握した上での判断になるかと思っておりますけれども、その辺というのは、この制度を運営している企画政策室としては押さえていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

ただいまお話ございました、まず市民の方のニーズにつきましては、一つには指標の中で各32施策がございます市民アンケートの指標を2年に1度ですけれども、こちらを行って調査してございます。市民の方のニーズというのは、各事業のニーズを把握するということではないのですけれども、その各事業が関連している施策についての市民の方の思いというのを、ある程度指標で把握できているのかというふうには考えてございます。

あとは、少し先ほどの話に戻りますけれども、各事業に関して、指標の推移がよかった悪かったということで事業費を増額するかしないか、あるいは事業自体がいいか悪いかというのを直接的に判断しているものではございません。

○秋元委員

普通に考えて、指標の推移がそもそも悪かったら、見直しの対象になるのではないかと。代表質問の中でもさせていただきましたけれども、普通はそうだと思うのですよね。でも、現在の小樽市の行政評価は、そうならなかったで今回質問させていただいたのですけれども、今もおっしゃいましたよね、指標の推移ですとか、そういうものがよい悪いで、予算の措置とかしていないのだと、減額増額の考えをしていないのだということなのですかけれども、本当にそうなのですか。

○（総務）企画政策室長

前段でも少しお話しさせていただきましたが、あくまでも事業の評価という形ではなくて、施策の評価という形を取っているものですから、例えば施策の中で指標が悪いといった中で、その中に多くの事業がぶら下がっているということで、例えば指標が悪かったからといって、個々の事業が必ずしも、全部悪いのだという話には、まずならないという部分がございます。

もう一つ、例えば指標が悪かったとして、それが、予算上どういうふうに反映するかといったときに、考え方と

して、その事業自体が要らないのだとなれば当然減額になりますけれども、まだまだ足りないのだとなれば、予算は増額になるということもございますので、そういった意味で各事業の予算と今回の評価がリンクしないというのは、そのような意味でお答えさせていただいております。

○秋元委員

それで先ほどした質問というのは、この制度を運営する企画政策室として、原部ではないので細かいことは分からないと思うのですが、例えばそういう推移ですとかニーズを把握している、押さえていますかということなのです。事細かに一つ一つの事業のことを説明してくれということではなくて、そういうものもしっかり原部・原課で押さえた上での行政評価になってきているよという話なのですけれども、その辺というのは行われているという認識でいいのですか。

○(総務)企画政策室長

各事業全てを把握しているかとなりますと、正直申し上げまして企画政策室で全て把握しているものではございませんけれども、繰り返しになりますが、施策全体として指標として、そこに事業がぶら下がっているわけですから、それらの事業について主要な事業などがある程度、推移を見ながらというところは把握している部分もございます。ですから全てではないという形にはなっていますが、把握している部分は当然ございます。

○秋元委員

では、減額となった事業なのですから、事業費なりが縮小されることによって、例えば一つの考え方で、その事業に関わっていた職員とかいますよね、その人たちの配置とか、そういうものに対して影響があったりとか、そういうことというのはあるのですか、小樽市の事業なり小施策の中で。

○(総務)企画政策室長

また繰り返しで恐縮ですが、事業ごとで判断していないという部分がございますので、例えば一部の事業が全くなくなってしまったといった場合は、当然、職員配置、職員が要るのかという部分も含めまして、またはそこにさらに力を入れるために人の配置が必要とか、いろいろなケースあるかと思っておりますけれども、その部分については事業単位になりますので、そこまでは申し訳ございません、把握しておりません。

○秋元委員

減額した効果というのは、その企画政策室として、どういう押さえているのですか。増額する額減する、それに対するその影響、効果があったのかどうかという押さえを、企画政策室としては何か持っているのですか。

○(総務)企画政策室長

当然、財政状況が厳しい中ですので、予算が減れば、財政状況が改善すればというのはもちろんありますけれども、繰り返しですが、今回のこの行政評価というのは、総合計画に基づく指標をいかに達成するかという部分ですので、予算が下がった上がったという形では判断していないという部分がございますので、参考までに当然予算の状況も踏まえながら見ている部分はありますけれども、そこがメインという形にはなっていないものから、把握できていない部分もありますので、御理解いただければと思います。

○秋元委員

企画政策室として把握するべきなのではないかと思うのですが、誰がその効果があったかというのは判断するのですか。市長なのですか。企画政策室として、どういう効果があったのかという整理できていないのですか。

○(総務)企画政策室長

内部で、一次評価、二次評価という形で評価を行っておりますので、その中で予算の部分、把握している部分もございまして、その中で事業単位で個別に必ずしも見ているわけではございませんけれども、大きな事業については確認しながら、それらの推移見ながら進めているところでございます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、予算の反映状況とかについては、若干足りない部分あるかという認識は少しご

ざいますので、例えば今後、予算の中で、行政評価の中でどのような判断されて、それを踏まえて、例えば事業が拡大したのか縮小したのかというのは、きちんと押さえられる仕組みというのはつくらなければならないというふうには思っています。

○秋元委員

そもそも、小樽市が行っている行政評価は、総合計画の進捗管理という部分もあるというお話でしたよね。要するに令和3年度に行ってきた事業がどういう効果があったのか、それに対して今回結果が出て、予算措置してきたということですので、令和3年度は確かにコロナ禍の影響を大きく受けていますから、当然影響は大きなものがあったのだと思うのですけれども、それを受けて、評価を行って、小樽市としてこういう予算措置しましたなら分かるのですけれども、その過程が全く分からないので、そこをずっと言ってきたのです。それでその制度を運営している企画政策室として、そういうものを押さえているのかと言うと、なかなか私一つ一つの事業のことを言っていないのですけれども、小施策、施策の結果、第7次小樽市総合計画の進めているものが、どこまで進捗しているのかと、大きいところで、どのぐらい押さえているのかという感覚で聞いたのですけれども、あまりかみ合わない部分もあるのですけれども、今言った、増額・減額・新規となった事業の、講評を私はお話しさせていただいたのですよね。

これを小樽市として、今回の令和3年度で行った事業、行政評価はこうだった、それで新しい事業こういうふうにつくった、予算をこれだけ増やしてこういう事業に配分しました、また様々な理由があって、こういう理由で減額しましたというのを、私は市のホームページで市民に対して公表しないと、よく分からないという部分があったのですけれども、検討するというお考えでしたが、今回この新しい新規・増額・減額の部分についても、ぜひホームページで公表していただきたいなと、またそれに基づいて私たちが議論したいなと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○市長

私から少し答えさせていただきたいと思います。御質問に対する御答弁にはならないかもしれませんが、今回、第2回定例会に臨むに当たりまして、秋元委員がおっしゃる第7次総合計画と行政評価、あるいは予算査定との関係を、庁内でも話し合ったのですけれども、これは私どもにも責任があるのですが、庁内での予算議論と行政評価との関係が、しっかり議論されてきているわけではないのですね。それぞれはやっていますけれども、これをしっかりリンクさせていく過程というのが、改めて十分ではないということが浮き彫りになって、私からも協議の場で、改めて予算議論の場で行政評価がどうなっているのか、それに基づいて予算をどうすべきかということ、もう一回考え直そうということで指示をさせていただきましたので、いろいろ御指摘いただきました点も踏まえまして、これからの予算議論の中で、しっかり行政評価との関連性というのを議論して、その上で、やはり公表はしていかなければいけないと思っていますので、その結果についても予算が増えたもの、あるいは予算が減ったもの、新規事業はどのような形でその結果になったのかということは、しっかりと公表はさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

○秋元委員

それでは次に移りますけれども、先ほどお話いただいた、今回の新規・増額・減額の事業というのは、そもそもまちづくり6つのテーマごとでは、どのように、割合といますか、どのテーマに幾つの事業ですとか、そういう部分について少し説明いただけますか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

総合計画に掲げておりますまちづくり6つのテーマごとに見ました行政評価の結果に基づく当初予算措置の状況につきましては、まず子ども・子育てでは新規が2事業、増額は10事業、減額は3事業。市民福祉では新規が1事業、増額が15事業、減額が9事業。産業振興では新規が7事業、増額が10事業、減額が7事業。生活基盤では新規

が1事業、増額は4事業、減額は1事業。環境・景観では新規が1事業、増額は4事業、減額は4事業。生きがい・文化では新規事業はなく、増額が2事業、減額は2事業となっております。

○秋元委員

それで外部評価についても確認させていただきますけれども、評価のスケジュールについて伺いましたが、もう少し詳しいスケジュールについて答えていただけますか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

具体的なスケジュールでございますけれども、今年度の行政評価のスケジュールにつきましては、4月中旬に各部局に対して一次評価の評価調書作成を依頼して、5月にその内容を確定したところでございます。また、有識者会議の開催に向けて4月中旬以降、委員を推薦いただく公共的団体ですとか、委員の候補とした学識経験者の方に対して、行政評価に関する説明や就任の打診を行うとともに、市民公募の手続きを行ってきたところでございます。

今後6月中に、第1回目の有識者会議を開催したいと考えてございまして、8月下旬まで4回程度会議を開催して一次評価に対する点検結果について、市長への意見を提出いただき、その後は9月末頃をめどとして、市長を含む二次評価者による評価を行い、その後確定した評価結果について、第4回定例会において結果を御報告するとともに、12月中には市のホームページで公表を行ってまいりたいと、このように考えております。

○秋元委員

それで外部評価を隔年とするというお話でしたけれども、この隔年とした理由というのはどのような理由ですか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

隔年を予定しております理由につきましては、総合計画において設定している市民アンケート指標を行政評価に用いるため、アンケート調査を行う必要があるところでございますけれども、有識者会議とアンケート調査を同じ年度に実施するということは、行政評価のスケジュール上、困難を伴うものですから、有識者会議の開催と市民アンケートの調査をそれぞれ隔年で交互に行うということとさせていただいているところでございます。

○秋元委員

それで、以前も外部評価というのを行ってまして、1回行いましたよね。あのときに、市民の外部評価委員の方から指摘されていたのが、やはりなかなかなじみのないことで、設定された指標なり数字なりが、なかなか判断しにくいものであったということで、結構これについては、外部評価が始まる前から、市の方と議論させていただいたのですが、事前の準備が非常に大事で、事前に評価委員の方々にどれだけ情報提供をしていただいて、何をやるのかということをしっかり伝えていただかないと、いざ開いたのはいいのだけれども、4回やるというお話でしたけれども、なかなかなじみがない中で、評価できなかったというようなことにならないように、ぜひ事前の準備をしっかりしていただいて、委員の皆さんにもしっかり周知していただければと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

ただいま御指摘いただきましたように、御参加いただく委員の皆様にも、まずしっかりとこの行政評価の仕組み、進め方、あるいは指標等について、御理解いただくということが大事かと思っておりますので、まず最初の第1回の会議の中で、その部分について丁寧に御説明した上で、進行してまいりたいと考えております。

○秋元委員

それでは、まとめにいきますけれども、今回改めて質問させていただくに当たって、もう一度、第7次小樽市総合計画を見させていただいて、施策の体系としてはテーマがあって、施策があって、小施策があるのですけれども、全ての施策、32の施策に、目標値が基準値より増という目標になっていることに少し驚きました。これでは施策の達成度というか、あまりにも分析できないのではないかと感じるのですよね。

本会議でも市長にも伺いましたけれども、やはり数値的な目標の再設定もそうなのですが、実はほかの市でどう

なっているのかと思って、今回総合計画の見直しもぜひ考えてほしいとお話しましたが、北海道は昨年、北海道総合計画〔2021改訂版〕を既に出されていまして。やはりこれはコロナ禍を経験して、これに対応する見直しが必要だということで、北海道総合計画〔2021改訂版〕出されていますし、ほかの自治体も、今検討中のところもあれば、既にコロナ禍ですとかDX、また脱炭素、これも含めた大きな見直しをしている自治体が数多くあるのですよね。今ある第7次小樽市総合計画は、コロナ禍前の社会情勢を踏まえてつくられた計画ですので、今本当にコロナ禍、DXですとかSDGs、脱炭素など様々な社会状況が変わる中で、小樽市としてもこの見直しに着手すべきではないのかと思うのですね。

先ほど来言っているように、この計画のままでいきますと、この計画終了年の2028年に、なかなか効果が分かりづらい、成果として図りづらいような結果になってしまうのではないかと思いますので、ほかの市町村もぜひ検索していただければ、たくさん出てきますので、どういうふうに見直しているのかも含めて、数値的な目標の見直しもありますし、様々考え方を大きく変えているところもありますけれども、計画の改定も含めて、ぜひ真剣に考えていただきたいと思うのですけれども、最後にこの点を伺って、質問を終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室長

委員御指摘のとおり、今回総合計画策定後いろいろな動きがございました。一つおっしゃったコロナ禍ですとか、自治体DX、脱炭素ですとか、いろいろな大きな動きがございましたので、確かに反映されていない部分というのはございますので、あと、委員御指摘ありました基準につきましても、確かに非常に分かりづらい部分というものもあるように思っております。その部分、どこまでの見直しができるかという部分もありますけれども、今御指摘いただいた部分含めまして、他都市の状況なども見ながら、どこまで変更、改定できるかという形を検討してきたというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。